

都道府県インフルエンザワクチン担当者会議

平成18年9月14日(木)

10:00~12:25

中央合同庁舎5号館低層棟2階講堂

議 事 次 第

- ・ インフルエンザワクチン対策について
- ・ インフルエンザを含む感染症の動向について
- ・ 需要検討会/安定対策通知等
- ・ 予防接種法の下での対応
- ・ 都道府県アンケート及び都道府県別予約状況調査
- ・ ワクチン製造業者・販売会社の今シーズンにおける取組
- ・ インフルエンザワクチンの流通について
- ・ 都道府県の供給体制づくりについて

資 料

資料1 インフルエンザを含む感染症の動向について

資料2-1 第10回インフルエンザワクチン需要検討会の検討結果について

2-2 インフルエンザワクチンの安定供給対策について

(H18.6.30付通知)

資料3 各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

資料4 都道府県別インフルエンザワクチン予約状況の調査結果について

資料5 ワクチン製造業者・販売会社の今シーズンにおける取り組み

資料6-1 栃木県におけるインフルエンザワクチンの安定供給対策の概要
について


6-2 大分県におけるインフルエンザワクチン対策における取組につ
いて

参考資料 インフルエンザワクチン製造量の推移 (H18.8.22現在)

都道府県インフルエンザワクチン担当者会議
資料

平成18年9月14日（木）


厚生労働省医薬食品局血液対策課


 National Institute of Infectious Disease Surveillance Center

都道府県インフルエンザワクチン担当者会議 インフルエンザの疫学的動向


国立感染症研究所 感染症情報センター

平成18年9月14日(木)
10:05-10:35
中央合同庁舎5号館低層棟2階講堂

 IDSC

 National Institute of Infectious Disease Surveillance Center

2005/06シーズン前の抗体保有状況

 IDSC

NID Infectious Disease Surveillance Center

2001～2005年度感染症流行予測調査事業 インフルエンザ感受性調査協力都道府県

- ・北海道
- ・宮城県
- ・秋田県
- ・山形県
- ・福島県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・福井県
- ・長野県
- ・山梨県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・京都府
- ・奈良県
- ・山口県
- ・愛媛県
- ・高知県
- ・佐賀県
- ・熊本県
- ・宮崎県
- ・鹿児島県

IDSC

NID Infectious Disease Surveillance Center

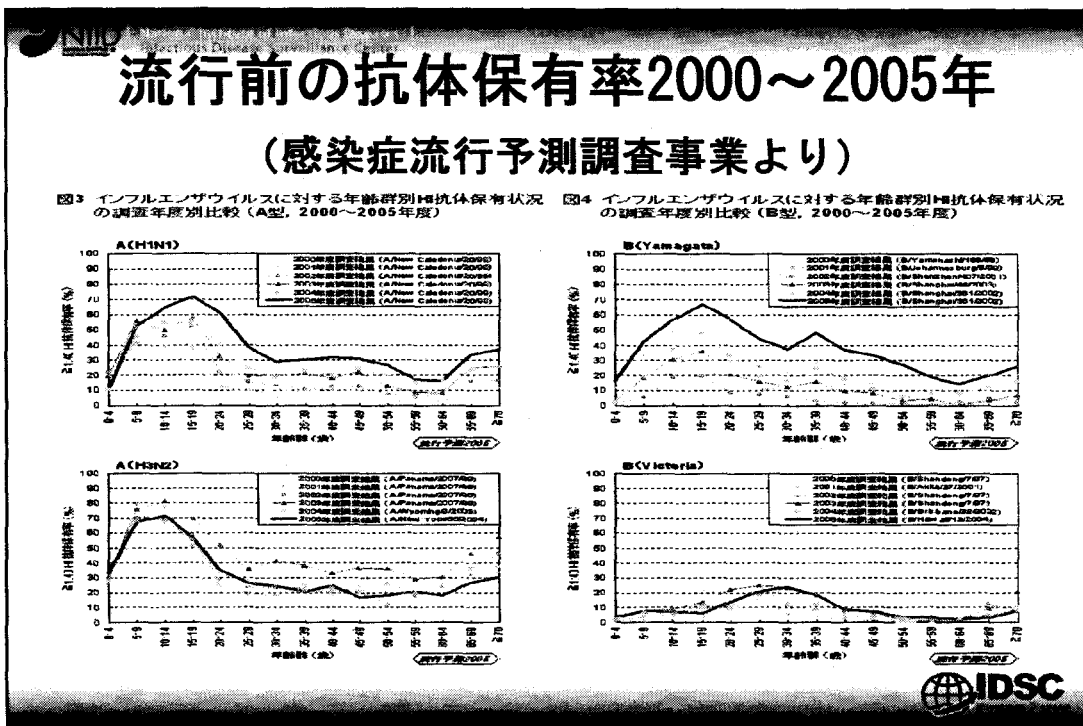
流行前の抗体保有率2005年 (感染症流行予測調査事業より)

図1 流行シーズン前におけるインフルエンザウイルスに対する年齢群別抗体保有状況 (A型, 2005/2006シーズン前)

図2 流行シーズン前におけるインフルエンザウイルスに対する年齢群別抗体保有状況 (B型, 2005/2006シーズン前)

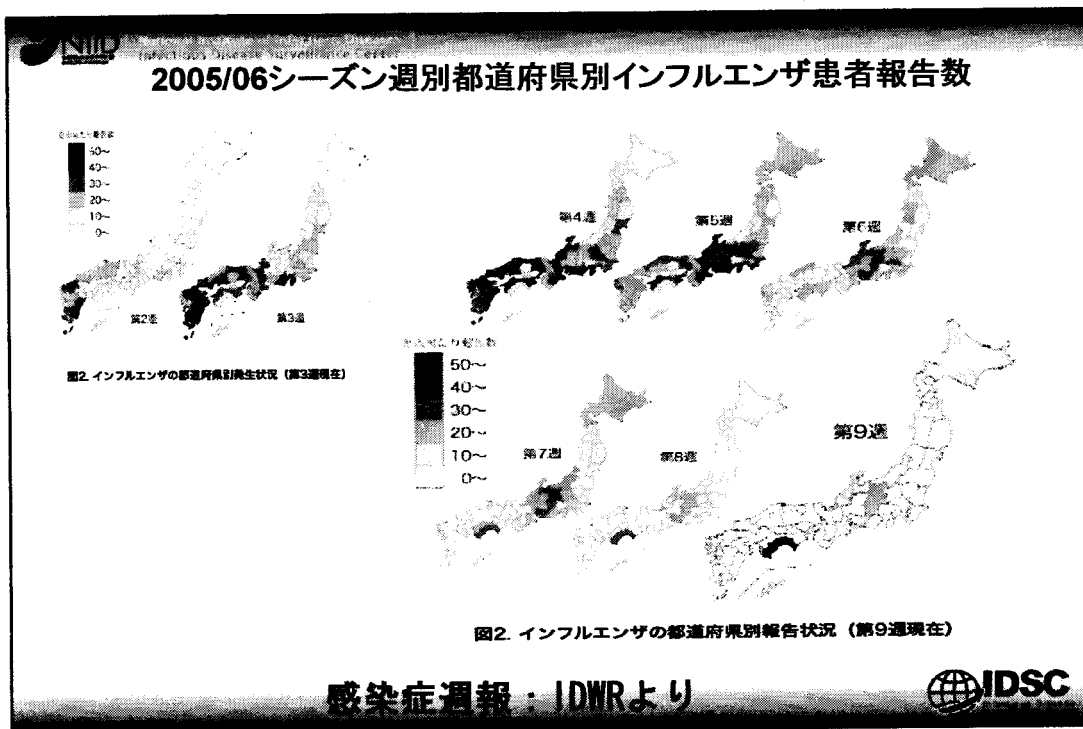
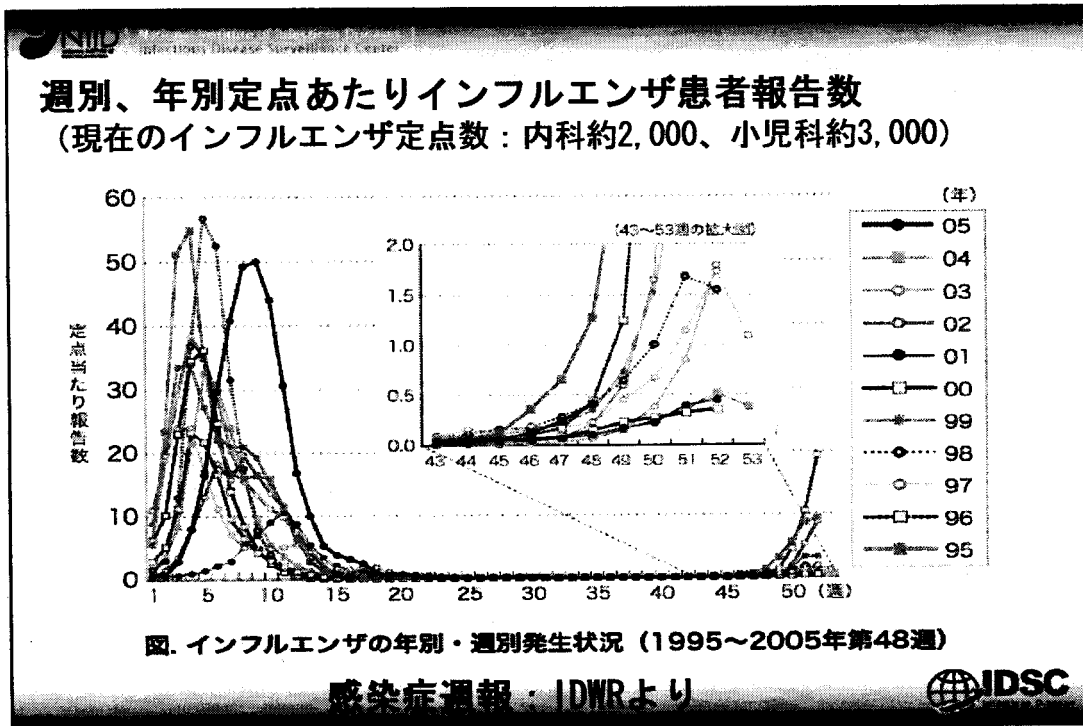
2006年版は11月末頃HPに公開予定です。
是非ご覧下さい。 <http://idsc.nih.go.jp/yosoku/index.html>

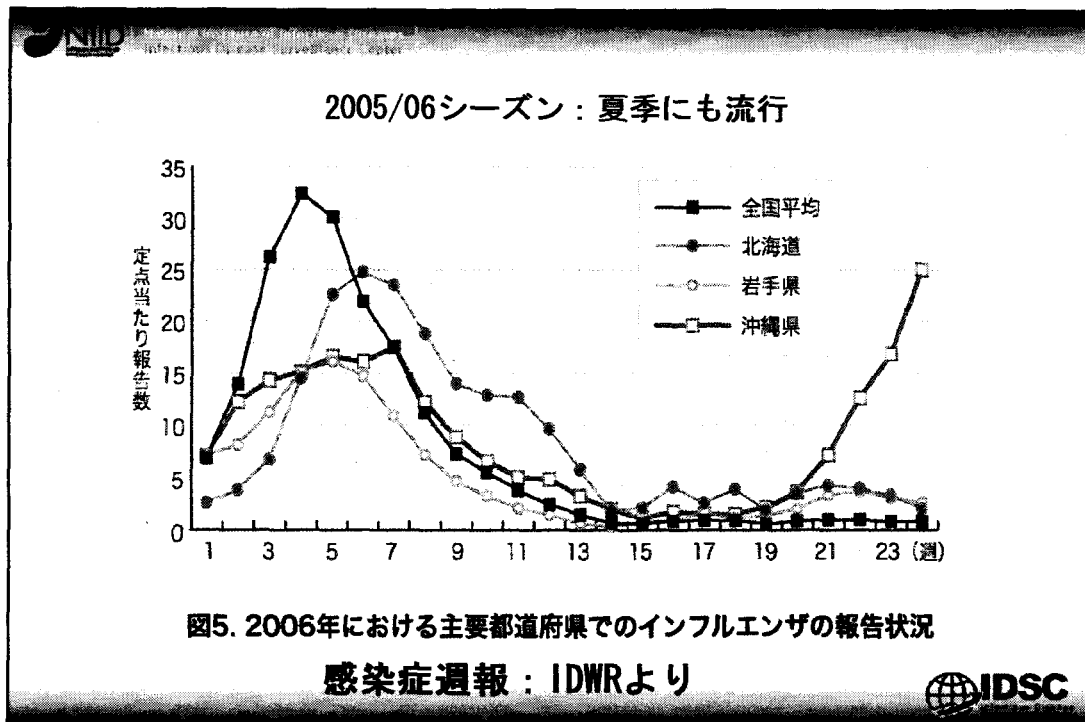
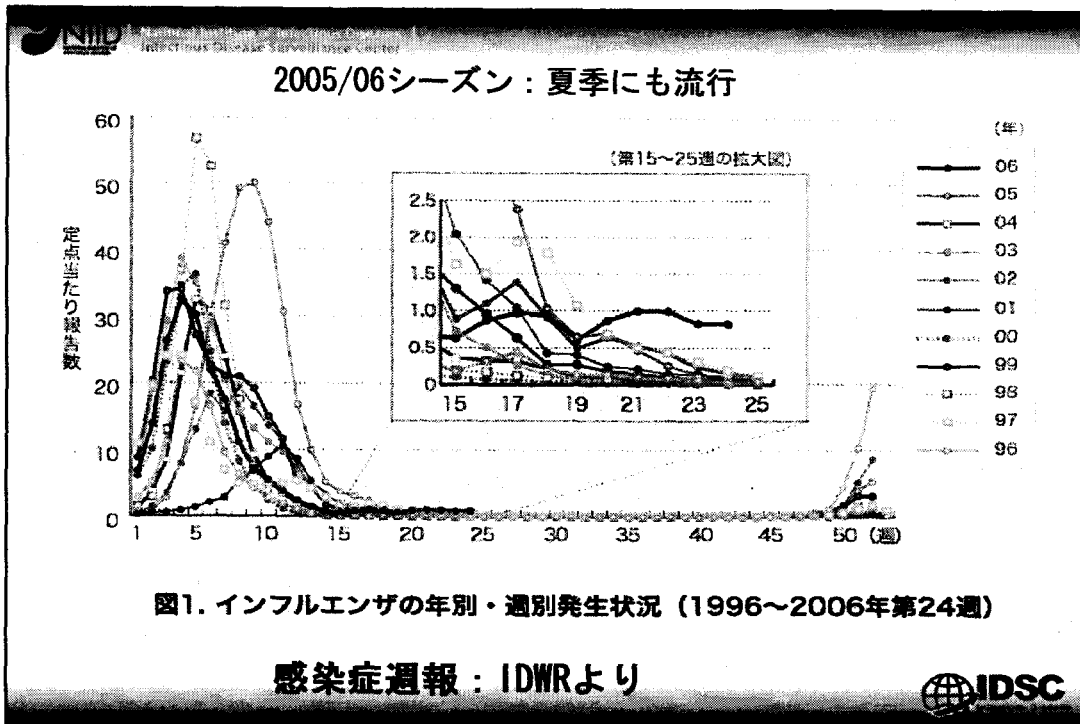
IDSC

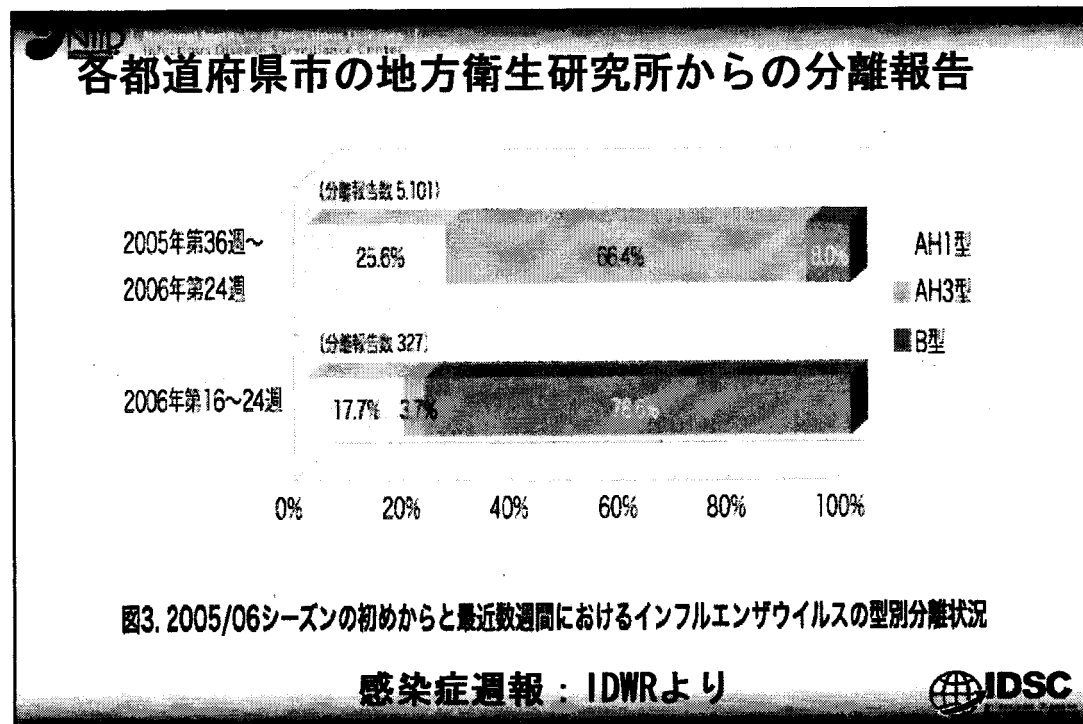
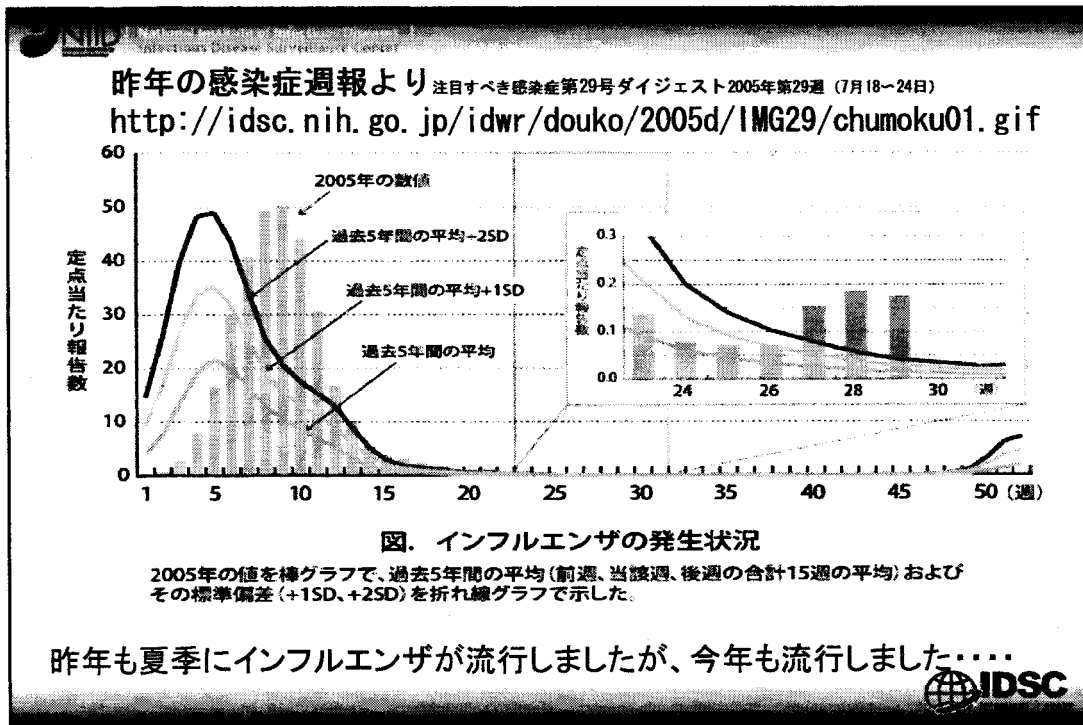


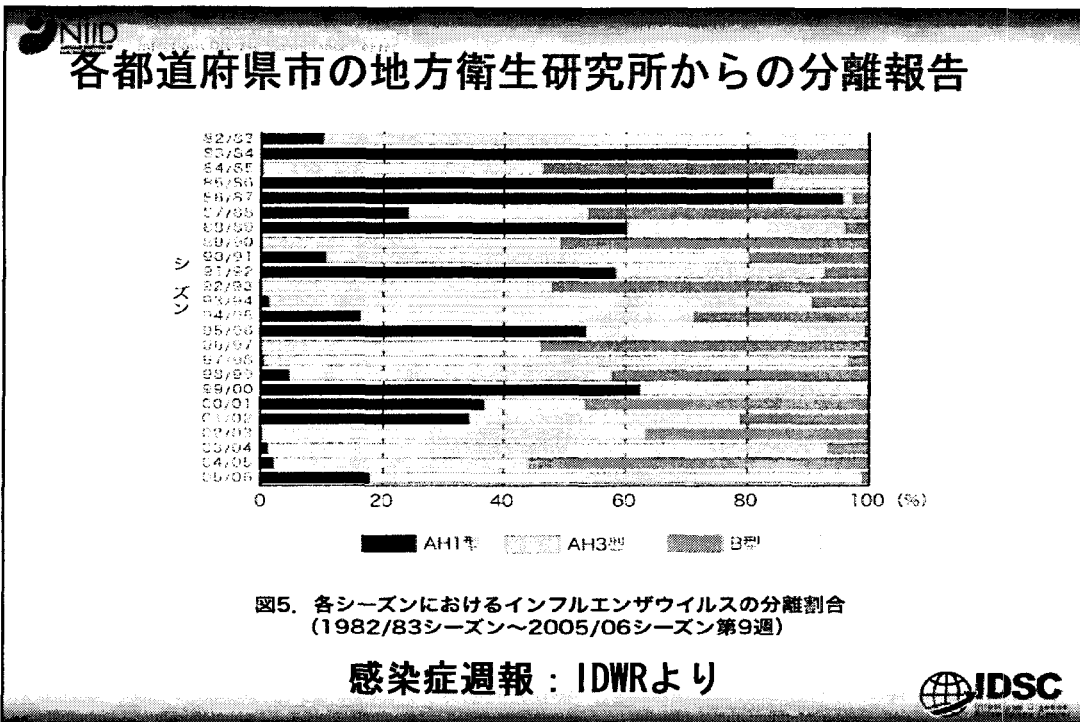
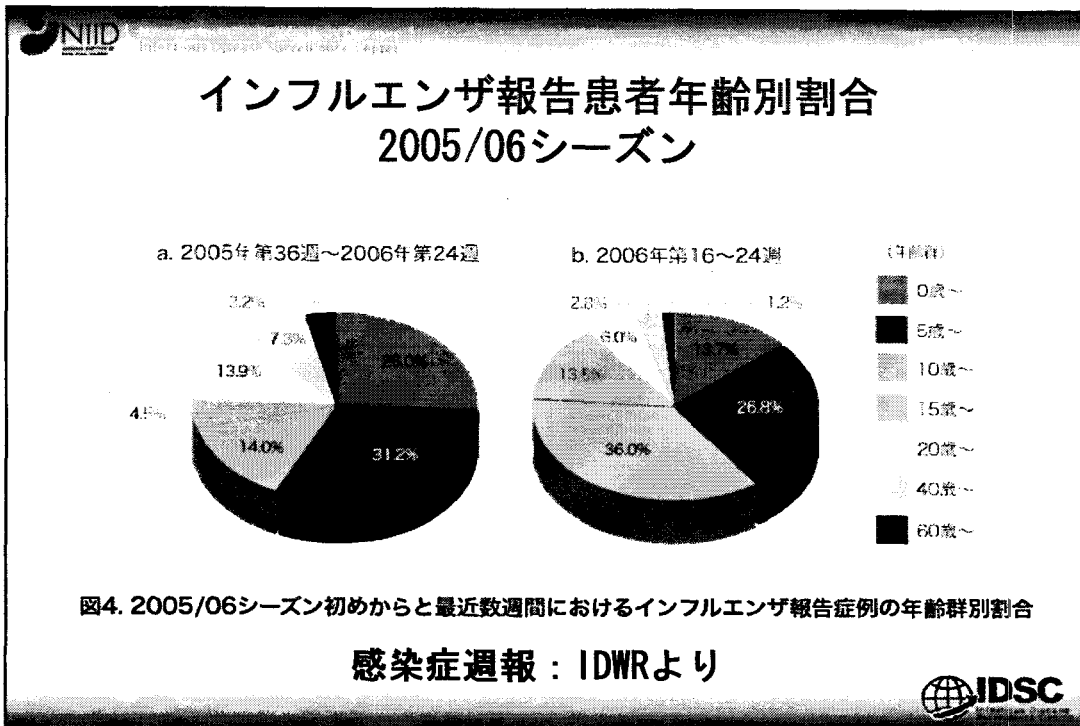
2005/06シーズンの流行の特徴

IDSC





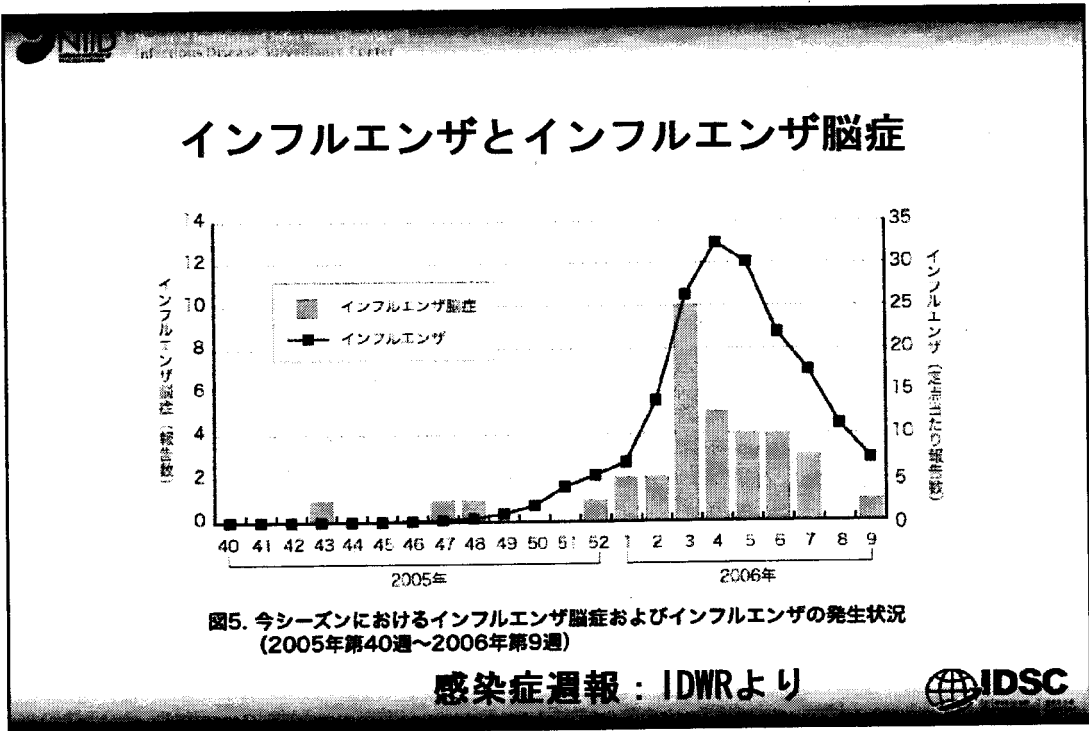




NID Infectious Disease Surveillance Center

2005/06シーズンのインフルエンザ脳症

IDSC





Infectious Disease Surveillance Center

2005/06シーズンのインフルエンザ脳症発生届例

表. インフルエンザ脳症の報告例 (2005/2006年シーズン)

登録	性別	年齢	都道府県	発症日	インフルエンザウイルス型別	備考
1	女	4	茨城県	2005.10.23	A	けいれん、意識障害、DIC、MOF
2	男	6	千葉県	2005.11.24	A	けいれん発作、上唇・顔面
3	男	3	東京都	2005.12.2	A	けいれん、意識障害
4	女	13	福岡県	2005.12.29	A	発熱、けいれん、意識障害
5	男	2	千葉県	2005.12.31	A	発熱、けいれん、意識障害、2005年12月24日入院
6	女	1	山口県	2006.1.2	A	発熱、けいれん、意識低下
7	男	3	福岡県	2006.1.12	A	発熱、けいれん、意識障害
8	女	2	福岡県	2006.1.14	A	けいれん発作、重症性意識障害
9	男	6	千葉県	2006.1.14	不明	発熱、けいれん、意識障害
10	女	7	茨城県	2006.1.15	A	けいれん発作、意識障害
11	男	5	福岡県	2006.1.16	A	発熱、けいれん、意識障害
12	男	13	東京都	2006.1.16	A	発熱、意識障害
13	男	4	福岡県	2006.1.16	A	発熱、けいれん、意識障害
14	女	6	茨城県	2006.1.17	A	けいれん発作、意識障害
15	男	2	熊本県	2006.1.18	A	けいれん発作、意識障害
16	男	0	東京都	2006.1.18	A	けいれん発作、意識障害
17	男	1	東京都	2006.1.23	A	意識障害、けいれん
18	女	0	東京都	2006.1.23	A	発熱、けいれん発作
19	女	6	熊本県	2006.1.23	A	けいれん発作、意識障害
20	女	4	福岡県	2006.1.22	A	発熱、意識障害、日光反射性発作
21	男	4	山形県	2006.1.24	不明	けいれん発作、意識障害
22	男	0	埼玉県	2006.1.25	A	発熱、けいれん、重症性意識障害
23	女	1	兵庫県	2006.1.26	A	発熱、けいれん
24	女	5	大阪府	2006.1.30	A	発熱、意識障害
25	女	4	千葉県	2006.1.31	A	発熱、せん妄
26	男	4	千葉県	2006.2.1	A	発熱、意識障害、開口をけいれん発作
27	女	6	福岡県	2006.2.1	A	発熱、けいれん、意識障害
28	男	3	福岡県	2006.2.7	不明	意識障害
29	男	4	千葉県	2006.2.7	A	意識障害、呼吸困難
30	男	6	千葉県	2006.2.10	A	発熱、けいれん、意識障害
31	男	4	千葉県	2006.2.12	A	発熱、けいれん発作、右半身硬直
32	女	2	埼玉県	2006.2.15	A	発熱、けいれん発作、意識障害

感染症週報・IDWRより



Infectious Disease Surveillance Center

感染症法に基づく感染症発生動向調査より得られた 2005/06シーズンのインフルエンザ脳症報告例

5類感染症全数把握疾病 (急性脳炎) : 2006年第9週時点

- ・ 2005年第43週～2006年第9週に診断されたインフルエンザ脳症は、35例
- ・ 男児19例、女児16例
- ・ 週別で最も多かったのは第3週
- ・ インフルエンザウイルスは、全てA型
- ・ 年齢別では13歳の2例 (男女各1例) 以外は、全て0～7歳

感染症週報 : IDWRより



NID Infectious Disease Surveillance Center

2006/07シーズンのインフルエンザワクチン

IDSC


NID Infectious Disease Surveillance Center

米国CDC ホームページより: 2005/06シーズンのインフルエンザウイルスの抗原性

2005-06 Influenza Viruses Reported to CDC & Antigenic Characterization of Tested Subsets

<http://www.cdc.gov/flu/weekly/weeklyarchives2005-2006/05-06summary.htm>


国内の分離ウイルスの抗原性については例年IASRの9あるいは10月号に掲載 IDSC


 **NID** Infectious Disease Surveillance Center

わが国におけるインフルエンザワクチン製造株の決定過程

- 厚生労働省健康局の依頼に応じて国立感染症研究所（感染研）が検討し、これに基づいて厚生労働省が決定・通達。
- 感染研では、以下の検討に基づいて、いくつかのワクチン候補株を選択する。
 - 全国74カ所の地方衛生研究所と感染研、厚生労働省結核感染症課を結ぶ感染症発生動向調査事業により得られた流行状況
 - 約6,000株に及ぶ分離ウイルスについての抗原性や遺伝子解析の成績
 - 感染症流行予測事業による住民の抗体保有状況調査の成績など
- さらに、以下の検討に基づいてワクチン製造株としての適格性を検討する。
 - 発育鶏卵での増殖効率
 - 抗原的安定性
 - 免疫原性
 - エーテル処理効果など
- 1月下旬から数回にわたり所内外のインフルエンザ専門家を中心とする検討委員会が開催され、以下の内容について検討して、次シーズンの流行予測を行う。
 - 前シーズンの成績
 - その年のインフルエンザシーズンにおける最新の成績
- さらに、以下の内容について総合的に検討して、次シーズンのワクチン株を選定する。
 - WHOにより2月中旬に出される北半球次シーズンに対するワクチン推奨株とその選定過程
 - その他の外国における諸情報
- 感染研はこれを厚生労働省健康局長に報告し、これに基づいて厚生労働省医薬食品局長が決定して5～6月に公布している。

国立感染症研究所・ウイルス第三部、WHOインフルエンザ協力センター 小田切孝人 田代真人：平成17年度（2005/06シーズン）インフルエンザワクチン株の選定経過（IASR Vol. 26 p. 270-272）より

 **IDSC**


 **NID** Infectious Disease Surveillance Center

Recommended composition of influenza virus vaccines for use in the 2006-2007 northern hemisphere influenza season

WHOホームページより

- It is recommended that vaccines to be used in the 2006-7 season (northern hemisphere winter) contain the following:**
 - an A/New Caledonia/20/99(H1N1)-like virus;
 - an A/Wisconsin/67/2005 (H3N2)-like virus^a;
 - a B/Malaysia/2506/2004-like virus^b
- Candidate vaccine viruses include:**
 - ^a A/Wisconsin/67/2005 (H3N2) and A/Hiroshima/52/2005
 - ^b B/Malaysia/2506/2004 virus and B/Ohio/1/2005

<http://www.who.int/csr/disease/influenza/recommendations2007north/en/index.html>

 **IDSC**



INFLUENZA DISEASE SURVEILLANCE CENTER

今 (2006/07) シーズンの 国内インフルエンザワクチン株

A / ニューカレドニア / 20 / 99
(H1N1)

A / 広島 / 52 / 2005 (H3N2)

B / マレーシア / 2506 / 2004

(ビクトリア系統株)



INFLUENZA DISEASE SURVEILLANCE CENTER

過去の国内インフルエンザワクチン株

シーズン	ワクチン株
2005/2006	A / New Caledonia (ニューカレドニア) / 20 / 99 (H1N1) A / New York (ニューヨーク) / 55 / 2004 (H3N2) B / Shanghai (上海) / 361 / 2002 (山形系統株)
2004/2005	A / New Caledonia (ニューカレドニア) / 20 / 99 (H1N1) A / Wyoming (ワイオミング) / 3 / 2003 (H3N2) B / Shanghai (上海) / 361 / 2002 (山形系統株)
2003/2004	A / New Caledonia (ニューカレドニア) / 20 / 99 (H1N1) A / Panama (パナマ) / 2007 / 99 (H3N2) B / Shandong (山東) / 7 / 97 (Victoria 系統株)
2002/2003	A / New Caledonia (ニューカレドニア) / 20 / 99 (H1N1) A / Panama (パナマ) / 2007 / 99 (H3N2) B / Shandong (山東) / 7 / 97 (Victoria 系統株)
2001/2002	A / New Caledonia (ニューカレドニア) / 20 / 99 (H1N1) A / Panama (パナマ) / 2007 / 99 (H3N2) B / Johannesburg (ヨハネスバーグ) / 5 / 99 (山形系統株)
2000/2001	A / New Caledonia (ニューカレドニア) / 20 / 99 (H1N1) A / Panama (パナマ) / 2007 / 99 (H3N2) B / 山梨 / 166 / 98 (山形系統株)
1999/2000	A / Beijing (北京) / 262 / 95 (H1N1) A / Sydney (シドニー) / 5 / 97 (H3N2) B / Shandong (山東) / 7 / 97 (Victoria 系統株)
1998/1999	A / Beijing (北京) / 262 / 95 (H1N1) A / Sydney (シドニー) / 5 / 97 (H3N2) B / 三重 / 1 / 93 (山形系統株)
1997/1998	A / Beijing (北京) / 262 / 95 (H1N1) A / Wuhan (武漢) / 359 / 95 (H3N2) B / 三重 / 1 / 93 (山形系統株) B / Guangdong (広東) / 05 / 94 (Victoria 系統株)
1996/1997	A / 山形 / 32 / 89 (H1N1) A / Wuhan (武漢) / 359 / 95 (H3N2) B / 三重 / 1 / 93 (山形系統株)
1995/1996	A / 山形 / 32 / 89 (H1N1) A / 北九州 / 159 / 93 (H3N2) B / 三重 / 1 / 93 (山形系統株)



NID
National Infectious Disease Surveillance Center

国立感染症研究所 感染症情報センターのHP
http://idsc.nih.go.jp/index-j.html

IDSC 感染症情報センター

最新情報

- 7月28日 麻疹(麻疹ウイルス)の報告状況(1/6/09)
- 7月27日 麻疹(麻疹ウイルス)の報告状況(1/6/09)
- 7月27日 国内発生しているインフルエンザ(季節性インフルエンザ)の報告状況
- 7月27日 麻疹(麻疹ウイルス)の報告状況(1/6/09)
- 7月27日 麻疹(麻疹ウイルス)の報告状況(1/6/09)
- 7月27日 麻疹(麻疹ウイルス)の報告状況(1/6/09)
- 7月27日 麻疹(麻疹ウイルス)の報告状況(1/6/09)
- 7月27日 麻疹(麻疹ウイルス)の報告状況(1/6/09)

最新情報

関連リンク

IDSC

NID
National Infectious Disease Surveillance Center

ご清聴ありがとうございました

IDSC

第10回インフルエンザワクチン需要検討会の検討結果について

平成18年6月14日(水)10時30分から第10回インフルエンザワクチン需要検討会が開催され、厚生労働科学研究班において実施した医療機関等調査及び世帯調査の結果報告を行い、次シーズンのインフルエンザワクチン需要の検討を行った。また、次シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応について検討を行った。

1. 調査結果概要

(1)医療機関等調査

抽出医療機関に対し、17年度の世代別のインフルエンザワクチン接種人数、接種回数及び次シーズンの需要量の調査票をシーズン前に発出し、シーズン終了後に回収。

以下の需要見込本数を算出。

	最大値	最小値
幼児・児童(13歳未満)	417.0万本	417.0万本
成人(13～64歳)	1,096.4万本	1,029.2万本
高齢者(65歳以上)	764.4万本	744.9万本
合計	2,277.8万本	2,191.1万本

(注)・最大値は、幼児・児童が2回接種、成人(1回が93.5%)及び高齢者(1回が97.4%)の1回接種・2回接種の割合が現状通りとした場合。

・最小値は、幼児・児童が2回接種、成人及び高齢者が1回接種とした場合。

・最大値、最小値については、昨年の接種人数に係る予測値及び実績推定値のずれを補正した

(2)世帯調査

世代別に住民への郵送によるアンケート調査をシーズン終了後に実施し、以下の需要見込本数を算出。

	推定値
幼児・児童(13歳未満)	718.1万本
成人(13～64歳)	923.3万本
高齢者(65歳以上)	505.7万本
合計	2,147.1万本

(注)・推定値は幼児・児童が2回接種で6000円、成人は1回接種・2回接種の割合が100%とした場合で、1回の接種費用が3000円、高齢者は1回接種で1500円とした場合。

2. 次シーズンの需要検討結果

今回の医療機関等調査と世帯調査によってワクチンの需要を調査した結果、今冬のワクチン需要は2,150万本～2,280万本程度であり、本年のワクチンメーカーの製造量は、最大2,300万本程度となる見込みであり、十分な製造・供給能力は確保されている。

インフルエンザワクチンの需要は、SARS及び鳥インフルエンザの流行状況などの報道等により変動する可能性があることを考慮する必要がある。しかしながら、世帯調査での付加的な需要予測(470万本)は、日本国内での人の感染例が出た場合の数字であり、また、その場合は新型インフルエンザ対策として通常のインフルエンザワクチンは有効ではないことから、通常のインフルエンザワクチンにおいては需要が発生することは考えにくい。

<参考>

今年度のインフルエンザワクチン製造予定量の最大量は、現時点でワクチンメーカー4社あわせて計2,300万本である。しかし、インフルエンザワクチンの製造量は、ウイルスを鶏卵で増殖させて製造するため、ウイルスの増殖力、気温、鶏卵の質等に大きく影響を受けるため、この製造予定量はあくまでも現時点の目安である。

鳥インフルエンザの国内ヒト感染例が発生すれば、インフルエンザ予防接種の需要が大幅に伸びるが、通常のインフルエンザワクチンは鳥インフルエンザの予防には効果がなく、過剰な需要が発生し、ワクチン不足に陥らないように適切な対応を行う必要がある。

3. 今シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応について

昨シーズンの経験にもとづき、今シーズンのインフルエンザワクチンの安定供給に関する対応策は、以下のとおりとする。なお、厚生労働省は、これらの内容を都道府県、日本医師会、国公立病院、製造業者等の関係者に平成18年6月30日通知において周知をした。

[都道府県]

- シーズン前に、関係者からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、前シーズンにおける課題の抽出及び今シーズンにおけるワクチンの安定供給等に関する対策を協議する。
- 各都道府県が主体となり、管内の在庫状況を短期間に把握することが可能な体

制をあらかじめ確立する。

- 各都道府県はワクチンが不足した場合のワクチンの融通方法をあらかじめ取り決める。
- すべての医療機関に対し、返品による弊害を周知し、返品を行わないよう協力を求める。また、製造業者、販売業者及び卸売販売業者に対し、返品制度の改善を求める。なお、状況によっては、厚生労働省は多量にワクチンを返品した医療機関名を公表することも検討する。
- 医療機関に対し、ワクチン不足時にワクチン融通への協力を求める。

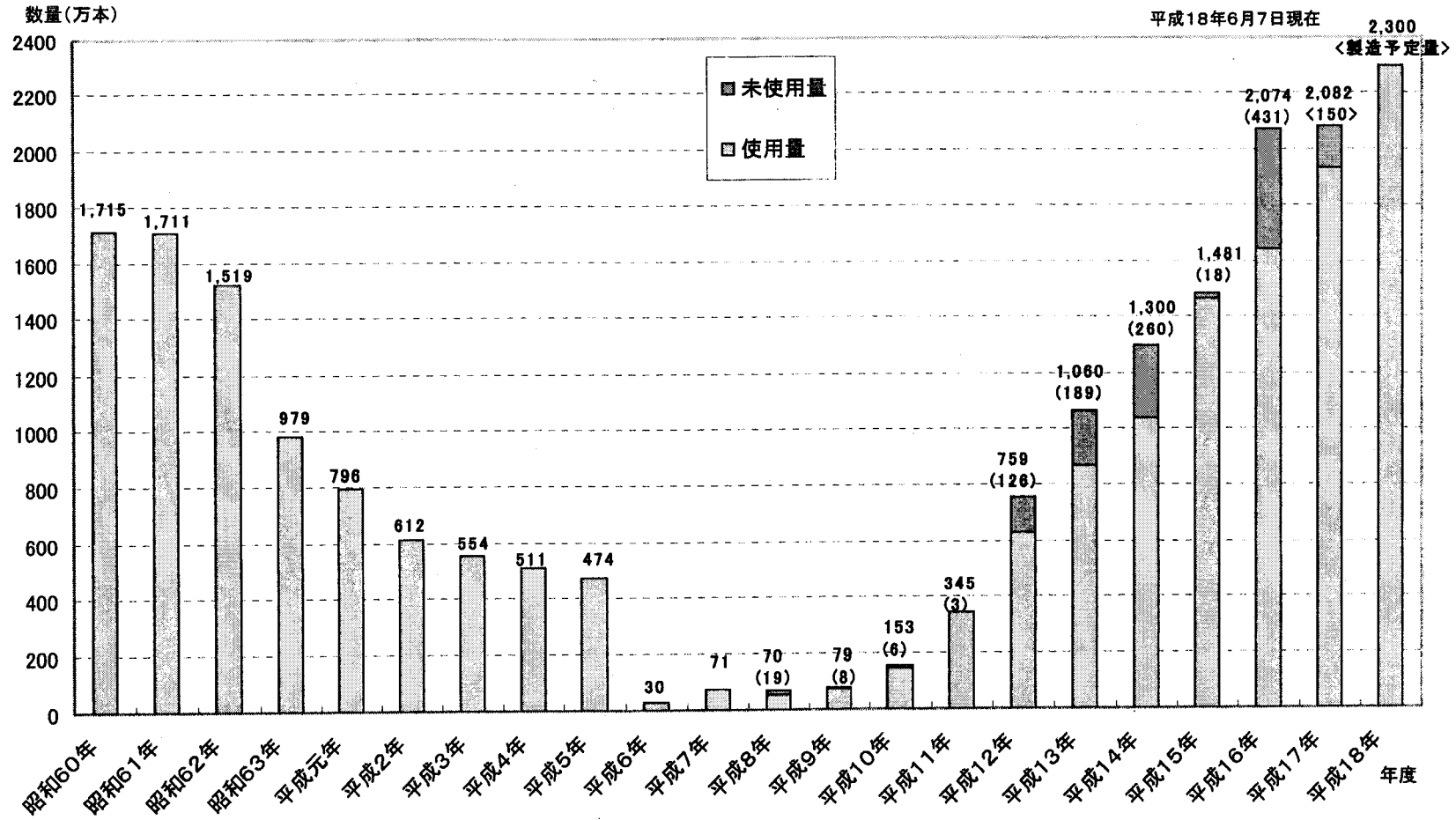
[製造業者及び販売業者等]

- 全生産量のうち、40～60万本のワクチンを融通対策として、製造業者及び販売業者が保管する。なお、その出荷については厚生労働省が調整する。
- 医療機関等から初回注文を受ける際には、その注文量が、前年度使用実績を上回らないように配慮すること。
- 初回注文又は追加注文において大量注文をする医療機関に対しては、医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、ワクチンを分割して納入すること。

[医療機関]

- 上記内容に協力する。
- ワクチンが不足し、ワクチンを融通する場合は品質確保が重要となるため、規定された貯法(遮光して、10℃以下に凍結をさけて保存)を遵守する。

インフルエンザワクチン製造量の推移



グラフ中の数字は、製造量
()は未使用量(内数)

※平成7年以前の未使用量については不明。
※未使用量には返品数と流動在庫が含まれる。



資料 2 - 2

医政経発第 0630001 号

健感発第 0630001 号

薬食血発第 0630001 号

平成 18 年 6 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の需要動向は、インフルエンザの流行状況等の不確実な要素により影響を受ける傾向にあるが、平成18年6月14日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところである。

貴職におかれては、この検討結果に基づいた下記の事項について、十分留意の上、管内の体制づくり及び関係者への周知等を進めていただくとともに、予防接種法（昭和23年法律第68号）上の予防接種の実施主体である市区町村とも協力体制を確立するようお願いする。

おって、9月の初旬に都道府県インフルエンザワクチン担当者会議を開催する予定であり、この場において進捗状況等を確認するので、準備方よろしく願います。

記

1. 各都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前に、都道府県担当課（感染症対策、薬務、医務等）、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体、保健所等

からなるインフルエンザ対策委員会を開催し、別添の「インフルエンザワクチン返品本数毎の医療機関数（のべ施設数）」等を参考にしつつ、昨シーズンにおける課題を抽出し、今シーズンにおけるワクチンの安定供給対策等を協議するとともに、以下の体制等を取り決めておくこと。

- (1) 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制
- (2) ワクチンが不足した場合の融通方法
- (3) 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

2. ワクチンの安定供給を図るためには、関係者が各々の責務を認識し、予防接種希望者本位の考え方に基づいて対応することが必要であることから、当省では、各関係者に対し、別紙通知を発出し、各会員に周知徹底を依頼したところであるが、各都道府県においても貴管内関係者に対して、以下の各事項を周知し、協力を要請すること。

(1) ワクチン製造量等について

今年度は、昨年度ワクチン使用量（1,932万本（1mL換算）。以下同じ。）の16%増となる2,300万本（平成18年6月14日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されており、また、全製造量のうち40～60万本のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売業者（以下「製造業者等」という。）において保管されること。

(2) 注文量について

(1)の措置により十分なワクチンの供給が予定され、不足時の融通用ワクチンが確保されていることを踏まえて、卸売販売業者は、医療機関等から初回注文を受ける際には、その注文量が、前年の使用実績を上回らないように申し入れすること。

また、追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。

医療機関等も同様に初回注文及び追加注文を行う際には、これらの取扱について配慮する必要があること。

なお、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規ワクチン注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないように配慮すること。

(3) 分割納入について

初回注文又は追加注文において、大量注文をする医療機関等へ一度にワクチンが納入されると、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等におけるワクチン接種に支障をきたす場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱に医療機関等も協力すること。

(4) 予約の解除について

今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成18年10月中・下旬頃までには昨年の医療機関使用量並みの約1930万本(1ml換算)程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成18年12月1日を目途に、未納品の予約の取り消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めよう努めること。

この措置は、既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

(5) 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施期間について

予防接種法に基づく定期の予防接種については、インフルエンザ予防接種実施要領(平成17年6月16日健発第0616002号各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知)を遵守すること、なお、同通知において、「実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、インフルエンザの流行時期に間に合うように、接種を希望する者が12月中旬までに接種が受けられるよう計画を策定すること」とされているところである。

(6) 返品について

接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、医療機関等、卸売販売業者は、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、また、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。

なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討することとしており、平成17年度の実績については、500本以上の返品を行った医療機関等の名称を関係各都道府県に情報提供することとしていること。

(7) 品質確保について

医療機関等は納入されたワクチンについては、貯法(遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。)を遵守して品質を確保するとともに、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。

また、卸売販売業者は、ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には、ワクチンを引き取る際に、医療機関等において貯法の遵守など品質の確保がなされていることを確認すること。

3. 全国の卸売販売業者の在庫状況を血液対策課から全都道府県に対し定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状態をモニターできる体制を構築することとしているので、その情報を活用し、早期に供給不足の状況等を把握し、適切に対応すること。

4. 管内におけるワクチンの供給に滞りが生じた場合には、管内の在庫調査及び地域間

の融通を行うこと。その上でなお、管内における供給不足が明らかになった時は、厚生労働省血液対策課に対し、その状況を報告すること。

血液対策課では、その報告を受けた場合、全都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、融通の必要性が認められたときは、都道府県の協力の下、製造業者等及び卸売販売業者の在庫の全国的な融通を依頼するとともに、必要に応じ製造業者等において融通用に保管されたワクチンを当該都道府県内の卸売販売業者に配送するよう製造業者等に依頼することとしていること。

5. ワクチンの生産状況、融通用ワクチンの数量その他、必要な追加情報を血液対策課は、9月以降、適宜情報提供することとしていること。

インフルエンザワクチン返品本数(1ml換算)毎の医療機関数(のべ施設数)

(施設数)

	1～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～99	100～	合計
北海道	722	311	138	70	57	37	10	11	13	13	25	1,407
青森県	182	90	47	31	16	11	3	5	3	3	11	402
岩手県	168	96	48	21	12	7	6	2	1	3	14	378
宮城県	228	130	64	36	23	23	11	13	6	3	10	547
秋田県	140	52	23	16	13	7	2	2	1	1	8	265
山形県	202	80	60	41	15	11	9	3	3	3	13	440
福島県	262	123	66	33	32	23	9	4	4	3	18	577
茨城県	243	119	71	41	32	20	5	5	4	2	20	562
栃木県	314	139	84	35	29	31	10	6	6	2	9	665
群馬県	319	103	48	27	11	14	5	4	3	1	9	544
埼玉県	698	320	171	85	57	36	27	18	8	8	48	1,476
千葉県	753	350	184	99	66	59	48	22	13	9	53	1,656
東京都	2,584	1,167	604	356	208	177	93	76	48	46	213	5,572
神奈川県	1,208	507	253	122	66	69	34	31	21	11	79	2,401
新潟県	171	45	31	16	5	2	4	1	1	0	1	277
富山県	248	115	66	32	23	15	10	10	6	3	13	541
石川県	244	114	63	34	21	16	3	1	2	0	8	506
福井県	150	83	39	28	14	15	6	8	7	2	16	368
山梨県	157	89	52	22	10	11	4	4	3	4	16	372
長野県	468	177	81	35	26	16	8	4	6	4	15	840
岐阜県	338	172	100	59	33	30	20	15	13	11	32	823
静岡県	551	252	114	58	36	34	11	18	7	17	32	1,130
愛知県	1,087	476	235	124	78	57	35	20	9	10	65	2,196
三重県	293	134	74	39	25	17	10	6	3	9	21	631
滋賀県	238	138	65	37	17	14	11	6	8	5	15	554
京都府	676	297	127	63	36	29	16	13	9	4	23	1,293
大阪府	2,502	1,073	535	250	178	133	72	53	41	37	119	4,993
兵庫県	1,600	748	348	166	97	59	38	29	21	13	71	3,190
奈良県	357	163	76	36	23	18	4	5	3	2	12	699
和歌山県	381	152	55	46	21	7	6	6	1	7	18	700
鳥取県	77	44	13	14	3	1	0	1	0	1	4	158
島根県	138	76	37	14	13	12	2	5	2	0	3	302
岡山県	386	161	76	43	22	24	12	14	6	3	20	767
広島県	576	262	126	65	44	20	16	12	12	7	16	1,156
山口県	350	141	79	46	28	17	15	7	8	3	17	711
徳島県	288	130	69	28	16	13	10	1	7	4	14	580
香川県	277	115	72	35	41	27	16	9	15	9	25	641
愛媛県	402	143	70	37	25	20	11	5	4	4	16	737
高知県	173	49	24	17	14	5	3	2	2	5	5	299
福岡県	1,369	573	267	115	64	55	29	20	8	7	36	2,543
佐賀県	292	114	60	26	17	6	6	3	3	3	13	543
長崎県	440	175	80	38	21	14	19	5	4	4	16	816
熊本県	467	167	68	32	16	12	9	5	2	2	11	791
大分県	305	126	76	50	39	19	10	9	4	7	20	665
宮崎県	259	81	39	19	13	12	6	7	2	3	10	451
鹿児島県	377	151	77	44	31	29	11	7	10	8	11	756
沖縄県	151	66	27	22	14	14	6	4	3	3	17	327
合計	23,811	10,389	5,182	2,703	1,701	1,298	711	517	366	309	1,261	48,248



医政経発第 063002 号
薬食血発第 063002 号
平成 18 年 6 月 30 日

(社) 日本医薬品卸業連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成 18 年 6 月 14 日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 今年度は、昨年度ワクチン使用量（1,932 万本（1mL 換算）。以下同じ。）の 16% 増となる 2,300 万本（平成 18 年 6 月 14 日時点における見込み）のワクチンの製造が予定されており、また、全製造量のうち 40～60 万本のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売会社において保管されること。これを踏まえて、医療機関等から初回注文を受ける際には、その注引量が、前年度使用実績を上回らないように配慮すること。

また、追加注文を受ける際には、初回注文により納入された医療機関在庫を確認した上で、必要量の供給を随時行い、ワクチンの偏在が起らないように配慮すること。

なお、前年に実績のない医療機関等からの新規ワクチン注文についても、全体の注引量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならな

いように配慮すること。

2. 初回注文又は追加注文において大量注文をする医療機関に対しては、医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、ワクチンを分割して納入すること。
3. 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成18年10月中・下旬頃までには昨年の医療機関使用量並みの約1930万本(1ml換算)程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成18年12月1日を目途に、未納品の予約の取り消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めよう努めること。
この措置は、既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。
4. 医療機関等が接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めること。
5. ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には、医療機関等からワクチンを引き取る際に、医療機関等において、貯法(遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。)を遵守したなど品質の確保がなされていることを確認すること。
6. 全国の卸売販売業者の在庫状況を血液対策課から全都道府県に対し、定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状況をモニターできる体制を構築することとしている。
このため、製造業者等及び卸売販売業者は毎週の地域別の在庫状況の把握及び調査に協力すること。
7. 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課(感染症対策、薬務、医務等)が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。



薬食血発第 063003 号
平成 18 年 6 月 30 日

(社) 細菌製剤協会理事長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成18年6月14日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. ワクチン不足時の融通用として、ワクチンの全製造量のうち、合計40～60万本（各製造業者10～15万本ずつ（1mL換算）。以下同じ。）を当課より連絡があるまでの間、市場に出荷せず、保管しておくこと。

当課においては、ワクチンの供給に滞りが生じたとの情報を把握した場合は、各都道府県の在庫不足状況を精査し、融通を必要とする都道府県名と数量を連絡するので、配送先の卸売販売業者を決定し、当課へ報告すること。

なお、保管体制の解除については、全国の流通状況を見極めた上で、当課より連絡する。

2. 上記1. の40～60万本のワクチンが確保されていることを踏まえ、卸売販売業者に対して、医療機関等の初回注引量が前年の使用実績を上回らないように配慮するよう周知すること。

なお、前年に実績のない医療機関等からの新規ワクチン注文についても、全体の注引量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならな

いように配慮するよう周知すること。

3. 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成18年10月中・下旬頃までには昨年の医療機関使用量並みの約1930万本（1ml換算）程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成18年12月1日を目途に、未納品の予約の取り消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。

この措置は、既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。

4. 医療機関等が接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めること。
5. 全国の卸売販売業者の在庫状況については、血液対策課から全都道府県に対し、定期的に提供し、各都道府県において在庫の偏在、不足等の状況をモニターできる体制を構築することとしているので、製造業者等及び卸売販売業者は毎週の地域別の在庫状況の把握及び調査に協力すること。



健感発第 0630002 号
薬食血発第 0630004 号
平成 18 年 6 月 30 日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給対策について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

平成18年6月14日に開催したインフルエンザワクチン需要検討会において、今年度のワクチン需要予測と併せて安定供給対策の検討を行ったところです。

貴職におかれましては、この検討結果に基づいた下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴団体傘下の医療機関等に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 今年度は、昨年度ワクチン使用量（1,932万本（1mL換算）。以下同じ。）の16%増となる2,300万本（平成18年6月14日時点）のワクチンの製造が予定されており、また、全製造量のうち40～60万本のワクチンが、ワクチン不足時の融通用として製造業者及び販売会社において保管されること。これを踏まえて、各医療機関におかれては、初回注文量が前年の使用実績を上回らないように配慮いただきたいこと。

2. 追加注文を行う際には、初回注文により納入された医療機関内在庫の消費状況を見ながら、必要量の注文を随時行うよう配慮すること。
なお、前年に実績のない新規のワクチン取引については、状況により、納入量の調整が行われる場合があること。
3. 接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱えて返品することは安定供給の妨げになるため、旧来の商慣習として行われている返品について、その改善に努めることとし、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようにすること。
なお、状況によっては、厚生労働省は接種シーズン終盤に多量にワクチンを返品した医療機関等の名称の公表を検討すること。
4. 大量注文をする場合は、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。
5. 今年度のワクチン供給予定からみて、現在のところ、平成18年10月中・下旬頃までには昨年の医療機関使用量並みの約1930万本(1ml換算)程度の供給が確保される予定であるが、流通在庫が減少する接種シーズン終盤においても、ワクチンの供給の流動性を確保し、偏在等が発生しないよう、平成18年12月1日を目途に、未納品の予約の取り消し又は保留する等の措置についてワクチンを予約している医療機関に理解を求めるよう努めること。
この措置は、既に特定の医療機関等からの予約済みとされている等の理由により、早急にワクチンを必要とする医療機関の注文に対してワクチンが納入されないような事態を防ぐための対応であり、このことをあらゆる関係者が理解し円滑な供給に努めること。
6. 納入されたワクチンについては、貯法(遮光し、凍結を避けて10℃以下に保存。)を遵守して品質を確保すること。ワクチン不足が発生し、都道府県から融通の要請があった場合には積極的に融通に協力すること。
7. 都道府県においては、今年度のインフルエンザシーズン前から、都道府県担当課(感染症対策、薬務、医務等)が中心となり、インフルエンザ対策委員会を開催し、ワクチンの安定供給対策等を協議することになるので、在庫状況等の調査を求められた場合には、積極的に協力すること。

(別記)

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長 飯沼 雅朗

社団法人全国自治体病院協議会会長

社団法人全日本病院協会会長

社団法人日本医療法人協会会長

社団法人日本病院会会長

宮内庁長官官房秘書課長

防衛庁運用局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課長

医政局国立病院課長

労働基準局労災補償部労災管理課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長

日本郵政公社人事部門厚生労働部長

日本赤十字社社長

社会福祉法人恩賜財団済生会理事長

全国厚生農業協同組合連合会会長

社会福祉法人北海道社会事業協会会長

社団法人全国社会保険協会連合会会長

財団法人厚生年金事業振興団理事長

財団法人船員保険会会長

国家公務員共済組合連合会理事長

社団法人地方公務員共済組合協議会会長

日本私立学校振興共済事業団理事長

各都道府県のインフルエンザワクチン供給体制に対する考え方

平成18年8月11日付け当会議開催通知において、インフルエンザワクチン(以下「ワクチン」という。)接種シーズン前における各都道府県(以下「県」という。)の供給体制に対する考え方を8月25日までに、御回答いただいた。

その回答を一覧にして、別紙にまとめたので、他県の取り組みも供給体制づくりの参考にされたい。また、以下にその概要をまとめた。

1. 県担当課の役割について

インフルエンザワクチンの需要状況把握、医療機関や卸売販売業との連絡調整、予防接種法関連に担当が分けられているところが多いが、委員会や各課が連携をして、対応することが必要である。

2. 保健所の役割について

住民に対する情報提供を行うところが多く見受けられる。県や医療機関等との連絡を十分行い、普及啓発を行う必要がある。

3. インフルエンザ対策委員会の設置について

ほとんどの県において、委員会を設置又は検討中(既存のもので対応する場合も含む)であった。

4. シーズン前の対応について、都道府県としての考え方

① 医療機関等の注引量について

- | | |
|-------------|------|
| ・ 協力要請の通知 | 34 県 |
| ・ 調査の実施、予定 | 6 県 |
| ・ 医療機関等への指導 | 2 県 |
| ・ その他 | 5 県 |

② 医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について

- ・ 在庫調査の実施、予定 45 県
- ・ 情報の公開 3 県
- ・ 協力要請及び調整を図る 2 県

③ 返品という商習慣の改善について

- ・ 大量注文の場合は分割納入とする。
- ・ ある程度の在庫を抱えざるを得ないが、大量の在庫を抱え返品となれば、好ましいことではないと考える。
- ・ 返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないよう協力を求める。
- ・ 関係団体に改善要請を行う。
- ・ 根本的に返品を認めないシステムを考えるべき。
- ・ 品質の面から原則認めるべきではないが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない。

④ 高齢者の予防接種対象に対する接種勧奨期限について

- ・ 12月まで 26 県
- ・ 1月まで 2 県
- ・ 流行期間中は、接種勧奨期間とする。 4 県
- ・ その他 15 県

⑤ ワクチン不足の場合の対応について

- ・ 関係団体・医療機関の在庫状況を基に医薬品卸業組合に対し融通を依頼する。
- ・ 医療機関の在庫状況の情報を提供し、調整する。
- ・ 卸売販売業者、医療機関に融通要請をした後、困難な場合は厚生労働省に融通要請を行う。
- ・ 県で行った調査情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。
- ・ 混乱を招かないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整
- ・ 製造メーカーの生産体制を強化することが効果的な方策。

⑥ 住民への周知方法について

- ・ 接種可能な医療機関について調査しホームページで公開する。
- ・ 法定予防接種については各市町村が各々個別に通知する。
- ・ 広報誌やリーフレットなどにより周知する。
- ・ 相談窓口を設置する。

⑦ その他新たな対応について

- ・ 多量にワクチンを返品した医療機関の公表や融通ワクチンの配布方法について検討する。

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			接種所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方						その他 新たな対応について
	業務	感染対策	医療			医療機関等の注文書について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	商品および商標の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種勧奨期間について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
北海道	インフルエンザワクチンの安定供給対策に係る対応全般。			医療機関からの定期報告・集計及び緊急調査接種可能情報提供等の対応。	現、既存のインフルエンザワクチン安定供給連絡会議(関係課、医師会、卸組合、卸社等)で対応するため。	適正な発注・供給を行うよう、関係団体及び医療機関に文書で協力を要請した。	医療機関、卸売販売業者に対し緊急報告を行う。	医療機関、卸売販売業者に対し、改善を要するよう文書で要請した。	市町村に対し文書で依頼する。	市内の融通及び予約解消等について、医療機関及び卸売販売業者に協力を要請し、そのうえでなお、供給不足が明らかになった場合には、関係機関・団体の意見を踏まえたうえで融通調整ワクチンの供給を要請する。	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
青森県	医薬品卸組合との連絡調整	インフルエンザ予防及び予防接種の必要性について県民に対して周知、医療機関からワクチン供給に係る情報収集等		住民に対する情報提供	有	医薬品卸組合を通じて各卸売業者の受注状況等を確認することとしている。	必要に応じて、随時調査することとしている。	昨年と同様、医療機関及び卸売業者に対し、商品しないよう依頼することとしている。	各市町村に対して、12月末まで実施するよう依頼する予定。	各医療機関及び卸売業者の在庫状況を医薬品卸組合に照会し、卸売業者を通じての融通を依頼することとしている。	接種可能な医療機関について調査し、ホームページで公開する。	
岩手県	医薬品卸組合を通じて、ワクチン、治療薬、検査キットの在庫状況調査及び融通の場合の協力依頼	インフルエンザ対策連絡会議の開催、予防接種可能医療機関の周知、医療機関の在庫状況調査及び不足医療機関への融通調整		予防接種可能医療機関の確保、把握及びインフルエンザワクチン状況の把握	既存のインフルエンザ対策会議を開催(例年 10月に開催)	適度な注文とならないよう医療機関を指導している。	医薬品卸組合の協力のもと、医療機関への供給状況の調査を実施している。 また、必要に応じて医療機関の在庫状況の確認を行う。	任意接種の対象者の把握が困難な状況では、ある程度の在庫を抱えざるを得ないが、大量の在庫を抱えることとは、許すまいことではないと考える。(医薬品卸組合の協力により商品がないよう調整しているが、不足する場合は、時期を押し出すよう医療機関等を指導している。)	実行のピーク前に予防接種を完了するよう勧奨する必要があると考える。	医薬品卸組合の協力で全県の調査を行っているが、医療機関から在庫不足の調査依頼があった場合は、医療機関の在庫状況の情報を提供し、調整する必要があると考える。	県のホームページにおいて医療情報ネットワークに接種可能医療機関名を掲載する。また、法定接種については各市町村が各々個別に通知するほか、広報誌やホームページなどにより接種可能医療機関名を周知する。	
宮城県	・卸売販売業者に対するワクチン在庫状況調査 ・ワクチン不足時の融通要請 ・薬剤師会及び卸売販売業者との連絡調整	インフルエンザ対策委員会の開催 ・ワクチン安定供給対策会議の開催 ・予防接種可能医療機関の把握と情報提供		・予防接種可能医療機関のワクチン在庫等の調査取りまとめ ・県民相談窓口	既存のインフルエンザ対策会議で対応、10月上旬に開催予定	国からの通知を関係者に周知するとともに、インフルエンザワクチン対策会議において適正な発注・供給を行うよう要請する。	各関係機関の協力の下、医療機関及び卸売販売業者の在庫調査を定期的に行う。	国からの通知を関係者に周知した。また、インフルエンザ対策会議において関係機関に改善協力を要請するとともに、医療機関等に分別発注、分別納入を行うよう通知する。	インフルエンザの流行前の12月までの接種が望ましい旨市町村に周知する。	10月の対策会議にて検討される予定であるが、昨年同様地域別のワクチンが不足した場合は、医薬品卸組合と卸売業者の協力の下、ワクチンの融通を図る。全県的な不足が生じた場合は、国に融通要請を行い、融通されたワクチンについては、医薬品卸組合の協力の下、医療機関に分配する予定。	定期的な在庫調査を行い、予防接種可能医療機関をホームページに掲載する。それにより、医療機関、関係所及び市町村において予防接種対象者へ周知する。	
秋田県	・ワクチン不足時の卸売販売業者に対するワクチン在庫状況等の調査 ・ワクチン不足時の卸売販売業者に対するワクチン融通要請 ・血液対策課への融通要請	安定供給対策会議の開催 ・接種医療機関の把握 ・接種医療機関の広報(HP) ・ワクチン不足時の医療機関等に対するワクチン融通要請 ・血液対策課への融通要請		・ワクチン接種医療機関の調査、情報提供等		初回注文量が前年の使用実績を上回らないこと、初回注文量を含めた全注文量が前年の使用実績を3割以上上回ることをよう協力要請する。	医療機関において、電話、FAX等により在庫等調査を行う。	医療機関等に商品できないだけ在庫を調整した注文書を行うよう管理しないよう協力を求める。	市町村に対し、高齢者等の定期予防接種を12月末まで行うことについて広報の徹底を図るよう指導する。	地域的にワクチンが不足した場合は、卸売販売業者で調整しているワクチンを融通する。 在庫等調査を実施し、余裕のある地域から不足している地域に融通する。	ホームページ、市町村広報等を活用し周知を図る。	
山形県	・卸売販売業者に対する調査の実施 ・卸売販売業者・厚生労働省に対する融通要請	インフルエンザ対策連絡会議の開催 ・予防接種に関する広報を市町村へ依頼 ・接種可能な医療機関のホームページ掲載 ・医療機関への融通要請		・医療機関の在庫状況等の把握 ・県民からの問い合わせへの対応	インフルエンザ対策連絡会議をシーズン前に開催予定。	初回注文量が前年実績を上回ることはないよう、在庫量を調整した注文書とするよう医薬品卸組合、医師会、医療機関に対し通知。	卸売販売業者の在庫等調査を行う。 各関係所と各都市地区医師会が連携を図り、医療機関の在庫等調査を行う	大量注文の場合は分別納入に協力するよう医薬品卸組合、医師会、医療機関に対し通知。	高齢者等の予防接種期間は各市町村の判断で実施するが、高齢者以外を含めて接種希望する場合は12月までに接種を済ませよう全市町村に広報依頼する。	卸売販売業者・医療機関の在庫等の調査から確認された場合は、卸売販売業者・医療機関に融通要請を行う。 県内の融通が行えない場合は、厚生労働省に融通要請を行う。	医療機関に対し接種可能かどうかを周知するよう求め、状況をホームページに掲載する。	
福島県	県内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調査			各接種所管内のインフルエンザワクチンの安定供給に係る調査	インフルエンザワクチン等安定供給対策会議の開催(9/22) 参事会 行政(各保健所、衛生研究所等)、医師会、病院協会、薬剤師会、医薬品卸組合等	初回注文時には前年実績を上回らないよう文書にて依頼。	シーズン前に在庫状況調査を実施予定(9月頃) ワクチン不足等の状況によっては、定期的に変更する。	在庫を抱えることにより、適正な流通の妨げとなることから、関係団体へ在庫を調整した注文書は行わないよう要請。 なお、昨シーズンは、終盤になって大量に商品した医療機関が複数あったため、医師会等を通じて、適正な流通に努めるよう要請。	インフルエンザ実施要領に基づき、12月としている。	ワクチン不足等が発生した場合、定期的に在庫調査を行い、結果をホームページ等で公開。 調整が必要な場合は医師会等関係機関と連携して対応。	在庫調査に基づき、各接種所ごとに接種可能な医療機関をホームページ等を利用して情報提供。	
茨城県	ワクチン確保状況に係る調査	予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請		供給不足時の接種可能医療機関の把握及び県民相談窓口	有	昨年度の実績を踏まえて、関係機関で協力要請通知済。	卸売販売業者等の在庫の定期調査を実施予定。	関係機関に改善協力要請通知済。	市町村に12月までの実施計画作成を依頼予定。	地域的な在庫不足の場合は県内卸売業者間での融通調整を対応しているが、全県的な不足の場合は国庫留分の融通要請を行う。	各接種所を通じて住民への情報提供を行う。	
栃木県	ワクチン供給に係る調査、情報収集・提供	市町村及び住民への情報提供 ・接種医療機関の把握		医療機関における保管管理の指導	設置済み	ワクチン供給に係る情報収集の実施、住民への情報提供	設置済み	分納納入への協力などに関する通知(県、医師会、卸売販売業者団体)の改善を要請し、商標の改善を呼びかける。	ワクチンの十分な供給が行える11月を目安に接種されるよう広報等の依頼を市町村等に対し行う	医療機関に在庫のあるワクチンと融通することは、品質の責任という観点から望まないと考える。 ワクチン不足時には、県で行った調査の情報を関係機関が共有し、接種希望者に対し接種可能な医療機関の情報提供を行う。	関連	
群馬県	卸売販売業者の在庫等の調査 インフルエンザワクチンの安定供給	インフルエンザ対策委員会の設置 法に基づく高齢者等の予防接種に関すること		管内医療機関の在庫等等の把握 ・接種可能な医療機関についての住民への情報提供	設置予定 10月	卸売販売業者、医師会に対して、適正な発注をしないよう協力要請した。	卸売販売業者の在庫等については、定期的に調査を実施し、不足傾向がみられた場合には、医師会の協力を得て、全医療機関の在庫等の調査も実施する。	改善するよう関係者に協力要請しているが、多少の商品はやむを得ないと考えている。	流行前に接種が終了するよう、市町村へ依頼する。	接種可能な医療機関を把握して、住民への周知を図る。また、卸売販売業者を介した医療機関間の融通を要請する。	市町村に対して、混乱が起きないように広報誌を通じて周知する。	
埼玉県	インフルエンザワクチン安定供給対策連絡会議の設置・運営 卸売業者の指導	インフルエンザワクチン安定供給対策会議の開催 ・医療機関及び市町村の指導		住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供	有 (10月1日開催)	国の通知を受け指導するが、すべての医療機関が必要注文を注文することは、一部のワクチン不足を招く恐れがあることから、慎重な対応をしていきたい。	医療機関については、市町村が定期及び緊急時の調査を行う。 医薬品卸売業者等は、業務量が定期及び緊急時の調査を行う。	注文を受け指導するが、商品不足を認めないというシステムにすべきであると考えている。	予防接種を効果的な時期に接種させるためには、やむを得ない。	ワクチン不足が生じた場合、医療機関間での融通調整は困難である。不足した時点で、医療機関及び卸売業者の緊急調査を行い、不足分を調査した後、国の確保分の提供をお願いする。	住民に対してはワクチン接種にかかる情報提供を、市町村及び保健所が行うこととなっている。	
千葉県	・(既存)インフルエンザワクチンの安定供給に関する連絡会議の事務局 ・県内の予約量、在庫量の取りまとめ ・卸売業者を通じて、卸売業者の在庫等の調査等	予防接種法に基づく接種可能医療機関の把握		管轄地区の医療機関に対する予約・在庫量の調査(予定)	有	医薬品卸組合、県民病院協会、全国自治体病院協会千葉県支部を通じて、初回注文は前年の使用実績を上回らないよう各委員への理解を求めた。	医薬品卸組合連絡会の協力のもと、ワクチン注文量が100年以上の医療機関を把握するとともに、卸売販売業者の在庫等の調査(定期報告及び緊急報告)を行う。 また、厚生労働省からの緊急調査に理解を求めるとともに、医薬品卸組合及び卸売販売業者の在庫数について、組合員に分別納入を行うよう理解を要請する。	県民病院協会、県民病院協会長、全国自治体病院協会千葉県支部長あてに平成18年6月30日付けの県民病院協会長からの文書(定期報告及び緊急報告)を行う。 また、厚生労働省からの緊急調査に理解を求めるとともに、医薬品卸組合長あてに文書を送付し、組合員に分別納入を行うよう理解を要請する。	各市町村長あてに平成18年6月30日付けの厚生労働省関係課長からの文書(定期報告及び緊急報告)を作成するよう求めた。	医師会及び県民病院協会連絡会の協力のもと、供給に余裕のある地域に在庫ワクチンの融通調整を行う。	保健所から管内の接種希望者へ情報提供を行う。	
東京都	医薬品卸業者との調整	病院でのワクチン在庫調査、区市町村との調整、都民への周知		診療所等との実質的な調査、調査	有 (10月上旬予定)	適正な発注を行ってほしい。	定期的な在庫状況の報告を求めているが、接種機会を確実に確保するため、多少はやむを得ない	品量の確保に際しては、確保を要するよう関係者に依頼する。	流行前中は、接種勧奨期間とする	混乱が起きないよう、適切な情報提供と関係機関との密接な連携による計画的な供給調整	特別区に依頼する	

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当の役割について			接種所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え							その他 新たな対応について
	業務	感染経路対策	医務			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	商品と同等価格の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種動向調査について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について		
神奈川県	インフルエンザワクチンの流通に関すること。	インフルエンザの予防対策、予防接種法のインフルエンザ予防接種に関すること。	インフルエンザの予防対策に関する普及啓発、情報提供等。	インフルエンザの予防対策に関する普及啓発、情報提供等。	インフルエンザ対策に係る関係者打合せを開催し、状況に応じた対応を協議する予定。(9月開催予定)	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸売協会等に対して、適正な数量の注文等の協力要請を依頼済み。	医療機関等に対しては、調査対象医薬品卸売業者に対する調査は、ワクチン不足の状況に応じて、実施を検討する。また、市町村に対しては、定期の予防接種実施医療機関のワクチン在庫有無についての把握調査を依頼する。	国の通知を受け、県医師会及び県医薬品卸売協会等に対して、注文及び在庫管理にあたっては、商品が生じないよう、依頼済みであるが、商品可能な場合は、市場取引により行われていないため、実効性に乏しいと懸念がある。	高齢者等の予防接種の動向調査については、定期的に実施したい。市町村へ依頼済み。	ワクチン不足等の状況に応じた医療機関、卸売業者等に対する在庫状況の調査、及びワクチンの地域間融通については、各関係者と調整、連携しながら検討を進める。 ・接種希望者に対しては、異種接種実施場所等での情報提供も検討していく。 ・ワクチンが不足した場合に予防接種法に基づき高齢者の予防接種を優先したいと考えている。	左記、定期的な予防接種実施医療機関のワクチン在庫有無調査結果に基づき、保健福祉事務所、市町村等から県民へ情報提供する方向で今後検討予定。		
新潟県	インフルエンザワクチンの供給状況の把握 ・全県的なワクチン不足時には、速やかに国に対して融通用ワクチンの供給を要請	インフルエンザ予防接種の早期接種勧奨 ・当該ワクチンが鳥インフルエンザ、新型インフルエンザへの予防効果も期待できない旨の正しい知識を周知	住民相談、情報提供	有(必要に応じて開催する予定)	県、県医師会、県調剤協会、県医薬品卸売協会の4者で、原則として商品不足の状況に応じて、必要に応じて医療機関へ通知を発生予定	県、県医師会、県調剤協会、県医薬品卸売協会の4者で、原則として商品不足の状況に応じて、必要に応じて医療機関へ通知を発生予定	在庫等の調査は、卸売業者に対しては10月～3月、医療機関に対しては11月に実施済み。	県、県医師会、県調剤協会、県医薬品卸売協会の4者で、原則として商品不足の状況に応じて、必要に応じて医療機関へ通知を発生済み。	予防接種の時期については、10月～11月の接種をよびかけている。	医療機関の在庫調査結果等に基づき接種可能な医療機関等を周知することを検討する。			
富山県	・卸売販売業者におけるワクチンの在庫状況の把握 ・ワクチン不足時の国への融通要請	インフルエンザ総合対策等について	健康危機管理対策	管内の医療機関、市町村と「住民からの相談対応	H11年度から「インフルエンザ対策協議会」を設置しており、関係者の中で運用「連絡会議」は、例年、実行シーズン前に開催	医師会、公的病院、卸売協同組合等に対して、注文及び在庫管理を依頼し、必要に応じて医療機関へ通知を発生予定	卸売業者における在庫状況については、定期的に把握する。 ・全ての医療機関を対象に在庫状況については、感染モニタリング医療機関を対象に調査予定。	医師会、公的病院、卸売協同組合等に対して、改善を要請するよう通知	接種勧奨期間を12月末までとする。市町村あて通知。	・予防接種実施状況の把握に努め、不足の際には融通要請を行う。	ワクチンの融通を受けた場合等にあっては、医師会や医療機関、市町村等と協議の上、接種実施医療機関等の情報提供を行う		
石川県	県内のワクチン供給状況の把握、調査	予防接種法に基づく定期予防接種の実施体制の把握		・市町村の予防接種実施体制の把握 ・管内医療機関の在庫状況等の把握 ・接種可能な医療機関等住民への情報提供	9月中旬に、インフルエンザワクチン対策協議会を開催する予定	国からの通知内容について、県医師会及び県医薬品卸売協会を通じて、医療機関及びワクチン卸売業者に周知する。	モニター医療機関及びワクチン卸売業者から定期的に報告を受ける予定	国からの通知について、県医師会及び県医薬品卸売協会を通じて、医療機関及びワクチン卸売業者に周知する。	市町村担当あて周知する。	全医療機関に在庫等調査を行い、県内融通及び国への融通要請を行う。			
福井県	県内で、不足が発生した場合、国との調整	各市町村、各接種所への依頼、指導 県内医療機関の在庫状況の把握および情報提供		管内医療機関の在庫状況の把握および県民等への情報提供	インフルエンザ対策協議会を開催予定(10月)	昨年の使用実績を考慮して受注するよう要請。	医療機関については、各接種所で調査。 卸売販売業者については、県庁で調査。	関係者に対し、協力を要請する。	各市町村へ依頼。	接種可能な医療機関について情報提供を行う。	各市町村や健康福祉センター(保健所)を介して情報提供する。		
山梨県	国からの情報について関係機関への周知 ・ワクチンの在庫状況等の調査依頼、集計、調査及び国への報告 ・ワクチン接種希望者への予約方法等の周知 ・緊急時期に接種希望する住民から接種可能な医療機関の調査があった場合、個別に情報提供を実施	・ワクチン接種の推進普及啓発 ・緊急時期に希望する住民から接種可能な医療機関の開業 ・ワクチン接種希望者への予約方法等の周知 ・緊急時期に接種希望する住民から接種可能な医療機関の開業があった場合、個別に情報提供を実施	医療機関との調整	接種を希望する県民からの接種可能な医療機関の開業があった場合の対応 ・ワクチン不足情報を把握した際の報告 ・医療機関への協力依頼 ・相互集入の確保	連絡会議を開催し、安定供給体制についての協議を行うなど、必要に応じて関係機関等と調整する。	前年度実績に基づき注文受付が過剰かつあると判断し、安定供給の確保を図る。必要に応じて関係機関等と調整する。	本年度も県医師会等を通じて調査を行う予定。	前年度実績に基づき注文受付が過剰かつあると判断し、引き続き、必要に応じて注文を抑制するよう要請する。	予防接種対策協議会及び市町村担当あて調査を9月上旬までに実施し、医師会や市町村あてに予防接種の接種期間について協力要請・指導を実施する予定。	在庫状況に照りが見えられた場合には、卸売業者を介し納入調整や在庫融通を行うが、それでも供給不足が明らか場合は国に調査分の融通を要請する。	在庫調査結果を元に問い合わせに個別対応しているが、よりよい方法について医師会、医療機関とともに検討する予定である。		
長野県	ワクチンの安定供給に関する業務 県内在庫状況の把握(医療機関等、卸売業者) ・県内発生状況の把握 ・医師会、医療機関を通じての県民への情報提供 ・関係機関、団体との連絡調整	インフルエンザ定期予防接種実施業務 ・県内発生状況の把握 ・県内予防接種実施医療機関の把握 ・県民への情報提供		管内医療機関等の在庫状況調査 ・県内発生状況の把握 ・住民への情報提供	インフルエンザワクチンの安定供給に係る打合せ会議(9月開催予定)を開催している。(インフルエンザワクチンの安定供給に係る打合せ会議にインフルエンザ対策協議会委員の輪席を待たせている。)	ワクチンを初回注文する際には、注文が前年の使用実績を上回らないよう、また、通知注文を行う際には、医療機関内のワクチンの消費状況を確認しながら、必要の注文を随時行うよう医師会、県医師会等を通じて医療機関及び卸売販売業者に文書で要請した。	インフルエンザの発生状況調査を支援しながら、医療機関及び卸売販売業者のワクチンの在庫状況について定期的に調査し、医師会、医療機関を通じて接種希望者に情報提供を行う。	商品と同等価格の改善について、その改善に努めることとし、商品と同等価格に近づけるよう、注文を抑制するよう要請する。	インフルエンザの流行シーズンに際しては、12月中旬までに接種を完了させるよう市町村に文書で要請する。(平成17年度)	定期的に県内の医療機関の在庫状況調査し、医師会、医療機関と連携しながら接種希望者に情報提供をする。また、融通の要請があった場合には、医師会においてワクチンの品質の確保がなされることを確認した上で積極的に融通に協力するよう医師会、県医師会等を通じて医療機関及び卸売販売業者に文書で要請した。	インターネットのホームページに情報を掲載する方法が適切であると考えられるが、具体的な周知方法について医師会、医療機関とともに検討する予定である。		
岐阜県	インフルエンザワクチン供給状況調査、インフルエンザワクチン供給状況調査等を市町村及び医療機関に対して調査を行う。	インフルエンザワクチン供給状況調査(医薬品卸売販売業者)を行う。	左記、市町村及び医療機関に対して調査を行う	有(平成18年9月開催)	医薬品卸売販売業者に対して調査を実施する。	大手医療機関及び医薬品卸売業者に対して調査を実施する。	商品と同等価格に注文及び在庫管理を行わないよう、会館において要請する。	12月中旬まで	医師会及び県医師会協会の協力により県内融通する。なお、県内でまかなうことができない場合は、厚生労働省に依頼する。	市町村広域連絡等により広域化する。			
静岡県	卸売販売業者における在庫量の把握(必要時) 県医師会卸売協会との連絡調整	インフルエンザワクチン供給対策の総合調整 ・インフルエンザワクチン対策協議会の開催 ・インフルエンザの予防及び予防接種に関すること ・在庫状況等の取りまとめに関すること		管内医療機関の在庫量の把握(必要時) 管内医療機関、県医師会、市町村との連絡調整	平成18年9月下旬開催予定(インフルエンザワクチン対策協議会)	国の通知を踏まえ、関係の接種を県医師会卸売協会、医療機関等へ行った。	必要に応じてインフルエンザワクチン供給の確保は全医療機関に報告を求め、卸売販売業者に対して、定期的に流通状況等の報告を求めるとする。	インフルエンザワクチン供給対策の観点から、国・県において引き続き関係機関に改善を要請する必要がある。	インフルエンザワクチン供給実施要領に照り技術的助言として、12月中旬までに接種が受けられるよう計画を策定することが示されていることから、実施主体である市町村における地域事情を踏まえた判断を尊重する。	9月下旬開催予定のインフルエンザワクチン対策協議会において検討			
愛知県	卸売販売業者のワクチン在庫情報等の把握 ・卸売販売業者に対するワクチン供給に関する情報収集、提供 ・不良ワクチンの流通防止	予防接種法上の予防接種の市町村に対する指導 ・予防接種法上の接種対象者数の把握		接種対策及び医療安全に関し	有	初回注文量を全注文量が前年実績を上回らないよう関係者に通知した。	卸売販売業者については、定期的(週1回)に流通状況の報告を求めるとする。 医療機関についてはインフルエンザサーベイランス定点への在庫調査を随時行う予定。	関係者に対して商品と同等価格に注文及び在庫管理を行わないよう通知した。また、状況によっては、接種医療機関についてはインフルエンザ定点の医療機関の公表を厚生労働省が実施している旨を周知している。	接種を希望する者が12月中旬までに接種を受けられるよう計画し、かつ、体調不良等の場合については接種希望するよう市町村に対して依頼する。	接種可能な医療機関の把握に努め、情報提供を行う。			
三重県	総合企画、情報収集・提供、卸売販売業者団体との調整		住民に対する相談窓口、地域の情報収集、提供等		予防接種の対策等については「三重県公衆衛生推進委員会予防接種部会」があり、対策については検討しています。	昨年一足不足もあったが、例年ほぼ適正な注文量であると思われるためは、対策については検討しています。	卸売販売業者の在庫等の調査は可能である。医療機関の在庫状況調査は必要に応じて電話等での調査を行う。	できる限り流行の始まる12月中旬までに接種を行う必要があるが、世界的、全国的な流行状況により、接種期間後も接種が必要となることも想定されるので、接種を完全に12月中旬までとすることは望ましくない。	情報提供により地域、あるいは県内での接種率を向上させる必要があるが、世界的、全国的な流行状況により、接種期間後も接種が必要となることも想定されるので、接種を完全に12月中旬までとすることは望ましくない。	接種可能な医療機関の把握に努め、情報提供を行う。			
滋賀県	管内卸売業者の在庫調査 医療機関の在庫調査・調整		接種可能な医療機関の情報提供	有(毎年11月に開催)	昨年度の使用実績を上回らないよう、医師会、病院協会を通じて各医療機関へ通知。	迅速に把握できる体制を整えている。また、卸売業者に供給状況を調査	医療機関に対し、商品と同等価格に注文、在庫管理を行わないよう通知	市町村に対し、12月中旬までに接種できるように通知。	県内の発生等が発生しないよう、12月1日を目途に、未納品の予約取り消し等の措置について配慮するよう通知。県内で購入しなくなった場合には融通用のワクチンの融通を国へ依頼する。	市町村に対し、周知を依頼する。			
京都府	国、府機関、京都市及び関係団体との連絡調整	ワクチンの接種に関する関係団体等との連絡調整		管内の医療機関、医薬品卸売業者との連絡調整及び情報提供	有(京都府インフルエンザワクチン対策協議会)を必要に応じて随時開催する。	京都府医薬品卸売協会を通じて、状況把握する。	国を	改善が必要と考える。現状は、京都府インフルエンザワクチン対策協議会等を通じて、各医療機関に対し商品と同等価格に注文の確保を行わないよう要請している。	12月中旬までの間に接種勧奨期間を設定する方向で、各市町村、医師会等関係団体との調整を進める。	京都府医薬品卸売協会を通じて、府内での過不足を解消するため相互の協力を得て不足状況の解消を行う。			

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			保健所の役割	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方							その他 新たな対応について
	業務	感染症対策	医療		インフルエンザ対策委員会の設置について	医療機関等の注文書について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品および廃棄物の改善について	高齢者等の予約接種対象者に対する接種勧奨期間について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
大阪	医薬品卸売業者に対し、 ・医療機関等への分割納入など適正化についての協力依頼 ・予約や在庫の状況等について、必要に応じ報告の協力依頼	・インフルエンザワクチンの供給体制にかかわる総括 ・医療機関のモニタリング調査による在庫状況の把握		有(大阪府インフルエンザ対策推進委員会を13年より設置)	昨年に引き続き、医師会等に適切な発注を行わないよう、協力を求める。	医療機関が10,000以上あり、医療機関全体の把握は事実上困難なので、抽出した医療機関で在庫調査を実施する。卸売販売業者の在庫は、卸売販売業者との連携の下、状況把握に努める。	他の医薬品と同様に在庫不足の返品不可とする。早期に返品不可となるよう関心を持って要請する。	インフルエンザ予約接種実施要領の主旨に沿った事業を行うよう、各市町村に依頼する。	接種可能な医療機関の情報をホームページ等で提供する。	接種可能な医療機関の情報をホームページ等で提供する。	「多量にワクチンを返品した医療機関の公表」や「融通用ワクチンの配布方法」について、さらに検討する。	
兵庫		接種、対策に関すること。	管内の各市、医師会及び医療機関との連絡・調整に関すること。	有(医療のインフルエンザワクチン供給連絡協議会(高橋、感染症対策本部、東区医師会及び卸売販売業者団体により構成)を活用する。)	医療機関の注文書が、前年の使用実績を上回らないように配慮するよう、医療機関及び卸売販売業者に対して、文書等で要請する。また、前年に取り交わった医療機関等からの新規ワクチン注文については、全体の注文書の状況を踏まえて調整し、新規調達の医療機関等が不利にならないように配慮するよう、卸売販売業者に対して、文書等で要請する。	シーズン中、定期的に又は必要に応じて、医師会及び卸売販売業者の在庫情報等を定期的に把握することができるよう、上記の供給連絡協議会(委員会)において、予め体制調整等の調整を図ることとする。	医療機関及び卸売販売業者に対して、改めて発注を促すよう文書等で要請する。また、医療機関に対して、在庫を削減した注文及び在庫管理を行わないよう文書等で協力を求める。	市町に対して、12月中旬までの間に調整を設定するよう文書等で依頼する。ただし、接種希望者が接種できない理由により、その期間内に接種を行えない場合のあることにも配慮するよう、併せて依頼する。	ワクチンが不足した場合の対応策として、上記の供給連絡協議会(委員会)に基づき、予の調整を図ることとする。	左記の供給連絡協議会(委員会)において、住民への適切な周知方法について検討することとする。		
奈良	卸売販売業者への調査、指導	高齢者インフルエンザ予防接種に関する市町村の接種回数、単価及び接種医療機関名の情報収集		有	昨年同様、各医療機関からの注文書は前年度実績をうまわらない量とする。	国の依頼による卸売販売業者の供給状況調査は可能であり、各医療機関への調査については、昨年度同様医師会との協議により実施する。	平成17年度においても返品があり、卸売販売業者への指導だけでは限界がある。	国からの情報を市町村に提供する。	卸売販売業者に対する在庫等の確認、並びに品質を確保した上での再販等の依頼を行う。			
和歌山	流通段階及び医療機関でのワクチン在庫状況の把握及び必要に応じた融通調査、医療所での対応方針の決定及び協力依頼、県インフルエンザ対策委員会の開催	インフルエンザ流行情報の提出、手続調整情報の公表、高齢者予防接種者の啓発	インフルエンザ接種窓口の設置、予約接種可能医療機関に関する問い合わせ応答	有(平成18年10月頃予定)	医療機関、卸売販売業者、初回注文量が前年度実績を越えないように依頼。また、医療機関からの初回注文量が、前年使用量を越えないよう調整するよう依頼している。	卸売販売業者に対して、調達の遅れ、今後、医療機関等にも実施予定	返品しないよう協力を求めるものが多い。	県から接種勧奨期間の考え方について示していないが、12月末までの接種期間が17市町村、1月末までの接種期間が13市町村予定している。	接種可能な医療機関の情報提供、卸売販売業者における再販を含む融通調査の依頼を予定。なお、県内でできない場合は、厚生労働省に依頼する。	住民、医療機関からの問い合わせに対して、保健所単位で回答するよう調整予定		
鳥取	対策委員会の運営、ワクチン供給体制の全体的な調整、情報収集・提供を行う。	インフルエンザの総合対策、情報収集・提供を行う。	管内医療機関における情報収集及び県民への情報提供を行う。	有	調整のないよう、適正な注文量とする。	定期的に、全医療機関、卸売販売業者から在庫等を報告してもらい、集計する。	発注した医療機関の責任において、返品は行わないこととして、医師会、卸売販売業者と申し合わせされている。	市町村に対し、予約接種法に基づき接種計画を作成するよう周知。	接種可能な医療機関について、定期調査により把握し、県民からの問い合わせに保健所等で対応できるようにする。	県ホームページ、広報等で周知。		
島根	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・保健所が実施した在庫調査の集計及び情報提供の実施 ・市町村での予約接種法に基づく接種状況の把握 ・卸売業者との在庫調査の実施		・医療機関での在庫調査等の実施 ・住民からのワクチンに関する問い合わせへの対応	平成18年9月中旬に設置予定	各保健所による調査を実施	①医療機関に対しては保健所を通じての調査を実施 ②卸売販売業者については、担当課による調査を実施	医療機関等に対して文書により通知する	市町村に対し文書により依頼する	住民の問い合わせに対し、接種可能な医療機関を案内する。			
岡山	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・ワクチン供給の情報収集(在庫調査を含む)情報提供 ・ワクチン不足時の調整	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・ワクチン接種希望者への情報提供 ・インフルエンザに関する情報収集・情報提供	・ワクチン接種希望者への情報提供 ・インフルエンザに関する情報収集・情報提供	有(平成18年9月頃予定)	公文書により関係団体に対して医療機関等の初回注文量が前年の使用実績を上回らないよう協力を求めている。	在庫量の把握等は負担が大きいので、必要最小限で実施(補填決定)することと考えている。	公文書により関係団体に対して連絡を行わないよう協力を求めている。	公文書により市町村に対して高齢者等の予約接種法対象者に対する接種勧奨期間について、12月中旬までの間に調整を設定するよう依頼している。	地域における融通については地味接種所を中心として調整していった。また、都道府県間の融通については医師会、関係団体の協力を得た上で、必要に応じて調整してきている。	ホームページ等に周知(予約接種法関係)。ただし、在庫確保は医療機関が行っていないので、特に周知は行わない。		
広島	・インフルエンザワクチン重要調整会議の開催 ・インフルエンザワクチンの在庫調査、調整及び情報提供 ・インフルエンザワクチン不足時の原因の追跡及び調整	・インフルエンザ対策委員会の開催 ・インフルエンザ接種希望者への情報提供 ・インフルエンザに関する情報収集・情報提供	・管内医療機関におけるワクチン在庫調査 ・県民手への情報提供	有(インフルエンザ対策推進連絡協議会(16.9.2)以下連絡会)という。	シーズン前に連絡会を開催し、前年納入実績を基にワクチンの適正な供給を要請する等が発表しないよう、医師会、県関係機関等を通じて関係者に対して周知徹底を図る。	シーズン中、2回二次医療機関の在庫調査を実施し、医師会等と連携して在庫状況を把握し、必要に応じて調整を行う。H2P等も情報公開する予定である。	分別納入を推進することにより、在庫削減の協力を得て卸売販売業者が在庫不足を調整する中で、県内の過剰在庫を把握して、必要に応じて調整する。関係者間で調整を図る予定。	個別納入を推進することにより、在庫削減の協力を得て卸売販売業者が在庫不足を調整する中で、県内の過剰在庫を把握して、必要に応じて調整する。関係者間で調整を図る予定。	在庫調査等を基にワクチンの融通を高めると共に、医療機関及び卸売販売業者と対した緊急在庫調査を実施し、その情報を医療機関、卸売販売業者、各市町村が共有の上、県民に対して情報提供を行う。なお、対応困難となった場合は厚生労働省と協議の上、融通用に保管されているワクチンの供給等を要請している。	地区医師会及び医療機関の協力を受け、県医師会、各市町村及び各保健所等が住民に対して周知を行う予定である。		
山口	・医薬品の安定供給に関すること ・卸売販売業者のワクチンの在庫調査、調整 ・ワクチン不足時の医療機関の在庫調査、調整の依頼	・結核、エイズその他の感染症に関すること ・予約接種に関すること ・予約接種法におけるインフルエンザワクチン接種勧奨	・上記に対する県民への相談窓口 ・予約接種の実施に対する市町村への指導 ・ワクチン不足時の接種可能医療機関の情報提供	有	平成17年度実績 約30万本 平成18年度の供給予定 25.9万本以上 8月24日現在の予約 約23.6万本 8月24日現在の注文量は23.6万本で、供給量が需要を上回っている。今後増加が見込まれる。	平成18年度山口県医師会、山口県医師会、各市町村長等の関心を持って、初回注文は前年実績を上回らないよう、また、返品も生じないよう調整を図る。平成17年7月7日通知済)	各市町村に対し、接種勧奨期間を12月中旬までの間に定め、広範な接種を促すよう文書で依頼した。(平成18年7月7日済)	昨年同様、山口県医師会、卸売販売業者を通じて在庫状況を把握し、製品の再流通を促す。				
徳島	①県内卸売販売業者におけるワクチン在庫、納品(見込み)量等把握 ②ワクチン不足時の原因の追跡調査	県内医療機関におけるワクチン在庫、需用見込み等把握及び融通依頼	管内医療機関におけるワクチン在庫、需用見込み等把握及び融通依頼(定期的予約接種に必要不可欠なワクチン量等を把握)	設置の方向で検討中	今シーズンの注文書については、昨シーズンにおける使用実績の量を確認して注文していただくなど、関係者間で調整を図る予定。	本県としては、昨シーズンと同様に全医療機関の協力を得て卸売販売業者が在庫不足を調整する中で、県内の過剰在庫を把握して、必要に応じて調整する。関係者間で調整を図る予定。	高麗管として定着しており改善は困難であると思われるが、関係団体に対し医師会等を通じて、返品を促すといった注文を適正な量の範囲に努めていただくよう協力要請している。	昨シーズンと同様に年内接種を始めるべく、本県での流行ピークや体調不良等の理由で接種できなかった方々の接種機会を考慮し、市町村に対しては、「1月中旬」までを定期とするよう勧めの予定。	11月上旬、12月上旬の定期(予定)及び県内における不足の状況が多くなった場合は、医療機関、卸売販売業者との調整を図り、迅速に不足状況を調整するとともに、融通について依頼する。	県及び保健所ホームページにて周知する予定。		
香川	インフルエンザ予約接種医療機関の把握、医師会、卸売業者等との対話会議、インフルエンザ流行予測の還元		予約啓発	有	注文量が前年の使用実績を上回らないよう医師会を通じて、周知する	定期的に在庫量の調査を行う。	返品を削減した注文を行わないようインフルエンザ対策推進委員会を通じて周知する。	各市町村に早期接種を依頼する。	医療機関の在庫調査や緊急のインフルエンザ対策推進会議を開催し、対策を協議することとしている。	県のホームページや市町の広報誌により周知を行う。		
愛媛	インフルエンザワクチン供給体制の総合調整	高齢者等の予約接種に関すること。	担当課、市町村等との連絡調整及び協力	有	医療機関、卸売販売業者に初回注文量が前年の使用実績を上回らないよう要請する。	定期在庫調査を実施する。(10月2月)医師会が調査したものを県が集計し、関係者へ情報提供する。	大量の返品が生じないよう注文量を削減する必要がある。	12月中旬までに接種を終えるよう周知を要請する。通知等を含め、接種が流行時期に間に合うよう計画を策定する市町村に働きかけている。	不足数量等の連絡は医療機関から医師会を通じて受け、在庫状況の緊急調査を実施し、県内で融通を図る。	定期接種については法令により市町村が接種場所を公告することとなり、広報、個別通知等を行うよう市町村に働きかけている。		

各都道府県におけるインフルエンザワクチンの供給体制について

都道府県名	都道府県担当課の役割について			接種所の役割	インフルエンザ対策委員会の設置について	シーズン前の対応について、都道府県としての考え方						その他 新たな対応について
	業務	感染症対策	医師			医療機関等の注文量について	医療機関等、卸売販売業者の在庫等の調査について	返品という商慣習の改善について	高齢者等の予防接種対象者に対する接種勧奨時期について	ワクチン不足の場合の対応について	接種可能な医療機関が限定されている場合への住民への周知方法について	
高知	ワクチンの適正流通指導、監視	インフルエンザに関する情報収集及び医療業務課に対する情報提供		住民に対する医療機関等の情報提供	届(供給体制については、他の県において協力依頼済み。また、本県でワクチンの流通が滞ることがなかった	適期を過ぎないよう医療機関へ通知を実施	実施予定	国からの通知内容について関係機関へ周知予定	平成18年10月1日～同年12月31日まで	期間の融通	接種所を通じて周知	
福岡	・卸売一級販売業者におけるワクチン販売実績、在庫本数の把握 ・融通に係るワクチン適正販売の指導	・インフルエンザ接種実施医療機関の把握 ・上記医療機関におけるワクチン保有数の把握		・インフルエンザ接種実施医療機関の把握及びワクチン保有数の把握	インフルエンザワクチン対策会議(第1回・9月開催予定)	本年度の予約状況について調査予定。	・卸売一級販売業者における販売数量・在庫状況を定期的(月1回)に調査 ・医療機関で保有するワクチン量について、必要に応じて随時調査を行う。	・昨年度実績との比較で予約数量が著しく増加している医療機関については、注文量の調整を要請する。 ・医師会等を通じて、返品を行う医療機関については公表することが有り得る旨、説明する。	・インフルエンザ予防接種実施要領(平成17年6月18日健発第0816002号各都道府県知事・政令市長・特別区長あて厚生労働省健康局長通知)に基づき、市町村へ12月中旬までの接種勧奨を通知(7月11日発行済)	・ワクチンを保有する医療機関を把握し、接種希望者等(接種所)を通じて紹介する。 ・ワクチンを保有する医療機関に対して、融通を依頼する。	・接種所等事務所(接種所)に相談窓口を設置し、医療機関の紹介を行う。 ・市町村を通じて住民に情報提供する。	
佐賀	・卸売販売業者を通じての状況確認と指導 ・融通調整(不足時)	・医療機関等の状況確認と指導 ・接種可能な医療機関等の住民への情報提供(不足時)		・医療機関等の状況確認と指導 ・接種可能な医療機関等の住民への情報提供(不足時)	設置済み	医師会を通じて前年の使用実績を上回らないよう要請を行う。 また、卸売販売業者を通じて注文量の調査を定期的に行う。	卸売販売業者の調査は定期的に、医療機関の調査は不慣れな手続が必要に応じて実施する。	医師会および卸売協会へ要請を行う。	一昨年度から12月を限度とするよう市町村へ要請しており、今年度も、全市町村12月を限度としていただけと考えている。	医療機関等の状況確認を行い、接種可能な医療機関等を住民へ情報提供する予定。	県のHPや市町による広報等の他、必要に応じて各種広報媒体(テレビ、ラジオ等)による周知を考えている。	
長崎	医薬品卸業者等のワクチン適正供給の指導調整	・市町村に対する予防接種の指導調整 ・医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・住民に対するワクチン使用の情報提供		・管内市町村に対する予防接種の指導調整 ・管内医療機関等におけるワクチン使用の指導調整 ・地域住民に対するワクチン使用の情報提供 ・管内医薬品卸業者等のワクチン適正供給の指導調整	有	前年度の注文量を上回らないよう、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	医師会、卸売販売業者への在庫等の調査に協力するように依頼している。	返品という商慣習の改善について商習慣が改善されるように、医師会を通じて各医療機関へ協力依頼している。	関係法令及び実施要領によることとされている。特に期限は定めていない。	地域間の融通がつかず、県内でワクチンが不足している場合は、厚生労働省へ報告を行う。	各市町村の判断、及び対応に委ねる。	
熊本	医薬品卸業者及び卸売販売業者の在庫把握及び供給調整の要請、医師会等への情報提供	医療機関の在庫把握、需要調整の要請及び情報提供		管内医療機関及び市町村の連絡調整、相談窓口	有(インフルエンザ対策会議を10月上旬に開催予定)	初回注文量が前年度の使用実績を上回らないよう協力要請する。	シーズン前及びシーズン中に調査を実施する	医師会及び卸売販売業者に対し、初回注文量の抑制や分割納入により返品が生じないよう要請する。	市町村に対し、定期接種の対象者に対し、11月末までに接種することを実施するよう指導する。	医療機関等における在庫状況を把握し、接種希望者からの問い合わせに対し、接種可能な医療機関を紹介する。		
大分	医薬品卸業者及び医療機関の在庫調査	接種可能な医療機関が限定される場合の住民への周知及び予防接種場に基づき接種期間の設定指導		接種可能な医療機関が限定される場合の住民への周知	有	関係者に対して、平成18年6月30日付付厚生労働省三課長名通知を周知した。	シーズン中の適当な時期に調査を実施する。	関係者に対して、平成18年6月30日付付厚生労働省三課長名通知を周知した。	平成18年12月末	管内の在庫調査に基づき地域間等で融通する。	保管所から周知を図る。	
宮崎	医薬品卸売一級販売業者への指導及び在庫調査	予防接種場に基づくインフルエンザ予防接種の早期実施要請。 インフルエンザ接種実施医療機関への指導及び在庫調査。	医療機関に対する情報提供。	管内の医療機関、県民からの相談窓口	有(インフルエンザワクチン対策会議を開催する(10月下旬から10月上旬)	医療機関からの予約が前年度使用実績を上回らないよう協力を求める。また、医薬品卸業者に対し、分割納入の態様を依頼する。	卸売一級販売業者への在庫調査を10月から2月まで定期的に実施する。医療機関については、11月15日現在のワクチン在庫量を調査する。その後シーズン中に不足状況が確認された場合随時的に再調査を行う。	医師会を通じて、返品を調整して注文及び在庫管理を行わないよう要請する。	高齢者に対象とした定期予防接種の実施主体である市町村に対し、インフルエンザの流行シーズンに間に合うように、12月中旬までに予防接種が行われるよう計画策定を依頼した。	地域で不足する場合には、医療機関の在庫情報をもとに、県は余剰のある医療機関へ融通要請を行い、卸売業者これに協力する。また、県全体で不足する場合には、在庫情報を調査し国に放出を依頼する。	県医師会、宮崎市保健所、県保健所に相談窓口を設置し、接種可能な医療機関の案内を行う。	
鹿児島	管内のワクチン在庫調査、県医師会・県卸業協同組合との連絡調整等に関すること等			各地域医師会、卸売業者との連絡調整に関すること等	有(本県では、これまでも既存の県予防接種対策協議会の中で、インフルエンザワクチンの供給調整等について協議してきた経緯があり、今後も引き続き同協議会を活用して協議することとしている。)	県医師会、県医薬品卸業協同組合を通じて、過剰な注文とならないよう依頼した。	卸売販売業者については、在庫量、供給数量等を調査し、ワクチンの流通状況を確認することとしているが、医療機関については、ワクチンが不足する事態が生じた場合に県医師会と協議のうえ検討することとしている。	県医師会、県医薬品卸業協同組合を通じて、改善に努めるよう依頼した。	12月末までに設定してもらうよう各市町村に依頼した。	医療機関でのワクチンの融通及びワクチン接種可能な医療機関の紹介等を行うよう県医師会あて依頼する。必要に応じて県医師会を通じて在庫調査等を実施し、県内のワクチンの流通状況を把握する。県内で融通ができない場合は卸売業者ワクチンの供給を要請する。	県医師会及び県医師会のホームページを通じて周知検討中	
沖縄	医薬品卸業者の調査、指導を担当	市町村への早期接種を要請		地区医師会に属さない医療機関の調査	有	医師会及び医薬品卸売業者を交えた、各会において適正数量等を検討する。	調査実施していきたい。	左記会においてコンセンサスを導き、改善を図ることが必要であろう。	高齢者に対する定期予防接種については、市町村が実施している。地元の市町村が毎年冬の流行に備え、10月から翌2月頃までを接種期間とし接種勧奨しており問題はないものと考えられる。	都道府県段階では、医療機関、卸売業者側それぞれの適期に期待したいところだが、これだけでは対応できないことが予想される。製造メーカーの生産体制を強化することが効果的な方策だ。	県のホームページや市町の広報誌により周知を行う。報道機関を利用して周知を図る。	

資料 4

都道府県別インフルエンザワクチン予約状況の調査結果について

- ・ 医療機関等と卸販売業者間のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の予約状況について、平成 18 年 8 月 31 日時点でワクチン製造業者・販売会社が把握している分を厚生労働省に報告してもらい、集計した。
- ・ ワクチン予約本数は、全国計で、20,530,885 本（1 mL 換算、以下同様）。昨年使用実績 19,320,578 本に対して、6%増の本数となっている。
- ・ 平成 18 年 6 月 30 日付け厚生労働省三課長通知「インフルエンザワクチンの安定供給対策について」において、初回注文量を含む全注文量が前年実績を上回らないように通知している、初回注文における予約段階では、28 都道府県においては、前年実績を上回っている。

それ以外の県も含めて、注文の数量に偏りが生じないよう、予約本数を参考にして、分割納入については、十分検討する必要がある。

平成18年度インフルエンザワクチン 都道府県別予約本数（8月31日現在把握分）
 （平成17年度の使用本数については、平成18年3月31日締め）

		国内4社製造業者合計		
NO	都道府県名	平成18年度予約本数(1mL換算)	17年度使用本数(1mL換算)	昨年使用実績に対する予約本数割合
1	北海道	889,095	852,868	104%
2	青森	165,529	207,585	80%
3	岩手	179,217	216,856	83%
4	宮城	319,131	344,548	93%
5	秋田	177,186	188,269	94%
6	山形	158,313	195,421	81%
7	福島	302,652	350,128	86%
8	茨城	466,986	428,927	109%
9	栃木	365,106	313,246	117%
10	群馬	278,460	276,388	101%
11	埼玉	1,054,706	874,124	121%
12	千葉	973,040	823,313	118%
13	東京都	2,225,179	2,012,271	111%
14	神奈川県	1,293,221	1,157,123	112%
15	新潟	418,039	395,302	106%
16	富山	187,859	194,983	96%
17	石川	197,836	186,069	106%
18	福井	121,504	135,043	90%
19	山梨	169,505	147,446	115%
20	長野	386,209	361,816	107%
21	岐阜	386,783	348,855	111%
22	静岡県	671,310	612,993	110%
23	愛知県	1,316,875	1,135,521	116%
24	三重	293,278	273,001	107%
25	滋賀	220,010	193,215	114%
26	京都	395,863	355,074	111%
27	大阪	1,433,107	1,229,713	117%
28	兵庫県	889,878	738,304	121%
29	奈良	232,089	202,566	115%
30	和歌山	195,621	167,416	117%
31	鳥取	100,564	104,906	96%
32	島根	103,533	123,091	84%
33	岡山	325,395	299,005	109%
34	広島	458,477	529,545	87%
35	山口	275,415	275,269	100%
36	徳島	88,590	138,741	64%
37	香川	133,435	172,878	77%
38	愛媛	184,402	252,001	73%
39	高知	76,497	124,794	61%
40	福岡	778,435	703,660	111%
41	佐賀	155,614	149,958	104%
42	長崎	247,957	278,394	89%
43	熊本	283,225	275,769	103%
44	大分	232,054	214,911	108%
45	宮崎	221,305	204,507	108%
46	鹿児島	315,276	317,052	99%
47	沖縄	187,132	237,725	79%
	計	20,530,885	19,320,578	106%

平成18年9月14日

ワクチン製造業者・販売会社の今シーズンにおける取り組み

社団法人 細菌製剤協会 岡 徹也

1. 平成17年度インフルエンザワクチンの生産状況

1) 生産予定: 検定提出時期・判定予定日

国家検定提出	検定提出日	判定予定日
第一回目	8月11日～ 8月22日	9月13日
第二回目	9月 1日～ 9月 5日	9月27日
第三回目	9月15日～ 9月20日	10月11日
第四回目	9月29日～10月 3日	10月25日
第五回目	10月13日～10月17日	11月 8日
第六回目	10月27日～10月31日	11月22日

2) 供給予定(数字は概数)

・9月下旬	1150万本
・10月中旬	770万本
・10月下旬	340万本
・11月上旬	130万本
・11月下旬	10万本
合 計	2,400万本

3) 備蓄量

・現時点での想定は、40～60万本

2. 参考データ(平成17年度実績)

- 1) 需要予測量: 2,057万本～2,154万本
- 2) 製造量: 2,082万本(1ml換算) 対前年0.4%の増
- 3) 備蓄量: 60万本
- 4) 使用量: 1,932万本 対前年18%の増
- 5) 未使用量: 150万本(返品、未出荷合計) 対製造7.2%

栃木県におけるインフルエンザワクチン安定供給対策の概要について

栃木県保健福祉部薬務課

1 対策会議の概要

- (1) 名称 「栃木県インフルエンザワクチン安定供給対策会議」
- (2) メンバー 医療機関、業界団体代表など7名（庶務担当：薬務課）
- (3) 平成17年度会議開催状況（H17.10.12、H17.12.14、H18.3.15の計3回）
 - 第1回目：昨年度の状況説明と今年度の対策等について協議（ワクチン在庫量調査の実施方法、不足が生じた場合の対応など）
 - 第2回目：緊急調査の結果報告と今後の対応について協議
 - 第3回目：今年度における総括と来年度に向けた対策等について協議
- (4) その他 H17.10.18（卸売販売業者との打ち合わせ）

2 ワクチン在庫量等の調査内容

- (1) 医療機関に対する調査
 - 調査実施主体：保健所
 - 対象数：約100施設（地域性、規模などを考慮して選定）
 - 調査日：H17.11.1、H17.12.1、H18.1.10の計3回
 - 調査内容
 - ・昨年度接種本数
 - ・今年度の既接種本数
 - ・在庫本数
 - ・県民からの接種予約本数
 - ・医療機関における必要本数
 - ・県民からの問い合わせがあった場合の紹介の可否

(2) 卸売販売業者に対する調査

○調査実施主体：薬務課

○対象数：7社

○調査日：11月から1月までの毎週1回（金曜日）と臨時調査2回（10月、12月）

○調査内容

- ・納入医療機関数
- ・ワクチン製造業者からの仕入れ本数
- ・在庫本数（A）
- ・医療機関への既納入本数
- ・医療機関からの注文に対する未納入本数（B）

○留意事項 A-Bの数値（※）の1週間ごとの推移

3 備蓄ワクチンの融通要請について（平成17年度の経過概要）

H17.12.1 医療機関に対する調査実施（一部の医療機関が在庫数0となる）

12.2 卸売販売業者に対する調査実施（目安となる数値※が不足傾向を示す）

12.6 卸売販売業者に対して臨時調査を実施（不足本数の把握）

” 国へ備蓄ワクチンの融通を要請（4社で8900本不足）

12.9 備蓄ワクチンの供給を受ける

4 今シーズンの対応方針

(1) 医療機関へ分割納入に関する協力依頼の文書を発送

(2) 市町村の公報に関して県から通知を発送

(3) 調査曜日の変更（金曜日→水曜日）

インフルエンザワクチン対策における取組について(大分県)

平成18年9月14日(木)

1 高齢者対策における昨年度の取組

<高齢者のインフルエンザワクチン接種の相互乗り入れ>

(経緯)

平成14年度

- ・ 県内の医療機関において一類疾病の予防接種について、県医師会と市町村の契約により相互乗り入れを開始。

平成16年度

- ・ 二類疾病であるインフルエンザの予防接種対象者である高齢者について、大分郡地域保健委員会から大分市へ要望
理由…大分市から大分郡へ行って接種する人は少ないが、逆は多い。

平成17年度

- ・ 大分市から各市町村に希望調査実施
ほとんどの市町村がやりたいという結果を得た。
- ・ 県医師会もやりたい意向
問題点…単価、時期、個人負担、減免等
- ・ 県は県医師会と各市町村との契約に関しての仲介やワクチン単価の問題等について助言・調整
- ・ 9月13日に市町村担当者会議を開催し合意(合意内容)
 - ① 予診票は各市町村の様式を使用する。
 - ② 接種期間は11月1日から1月31日で統一する。
 - ③ 契約は乳幼児の相互乗り入れと同様のやり方で行う。
 - ④ ワクチン代は統一する。
 - ⑤ 手技料は統一せず、市町村毎の金額とする。
 - ⑥ 自己負担金は各市町村の金額とする。
 - ⑦ 契約の交渉は大分市と県が代表して行う。
- ・ 9月27日に県医師会へ大分市と県で相互乗り入れ協力依頼
問題点としては、予防接種料金及び個人負担の統一化の必要性
- ・ 9月29日県医師会から各郡市医師会あて協力依頼文発出
問題点については、年度途中での対応は市町村も財政的な対応ができないため、次年度以降努力するという事で、今年度は了承した。

以上により、平成17年度11月1日から県内各市町村において、高齢者インフルエンザワクチン接種の相互乗り入れを実施することとなり、65歳以上の高齢者の接種率が向上したものである。

2 今年度の対応

(1) 返品率の削減対策

- ・ 返品の原因

- ① 複数の医療機関での予約者の増加
- ② 医療機関での過剰在庫

- ・ 対策

- ① 複数の医療機関での予約をしないよう県民へ周知徹底を図る。
- ② 「インフルエンザワクチンの安定供給対策について」の通知文書の周知徹底を、県医師会を通じて医療機関に図る。

(2) 需給調整体制

- ・ インフルエンザワクチン対策協議会の開催

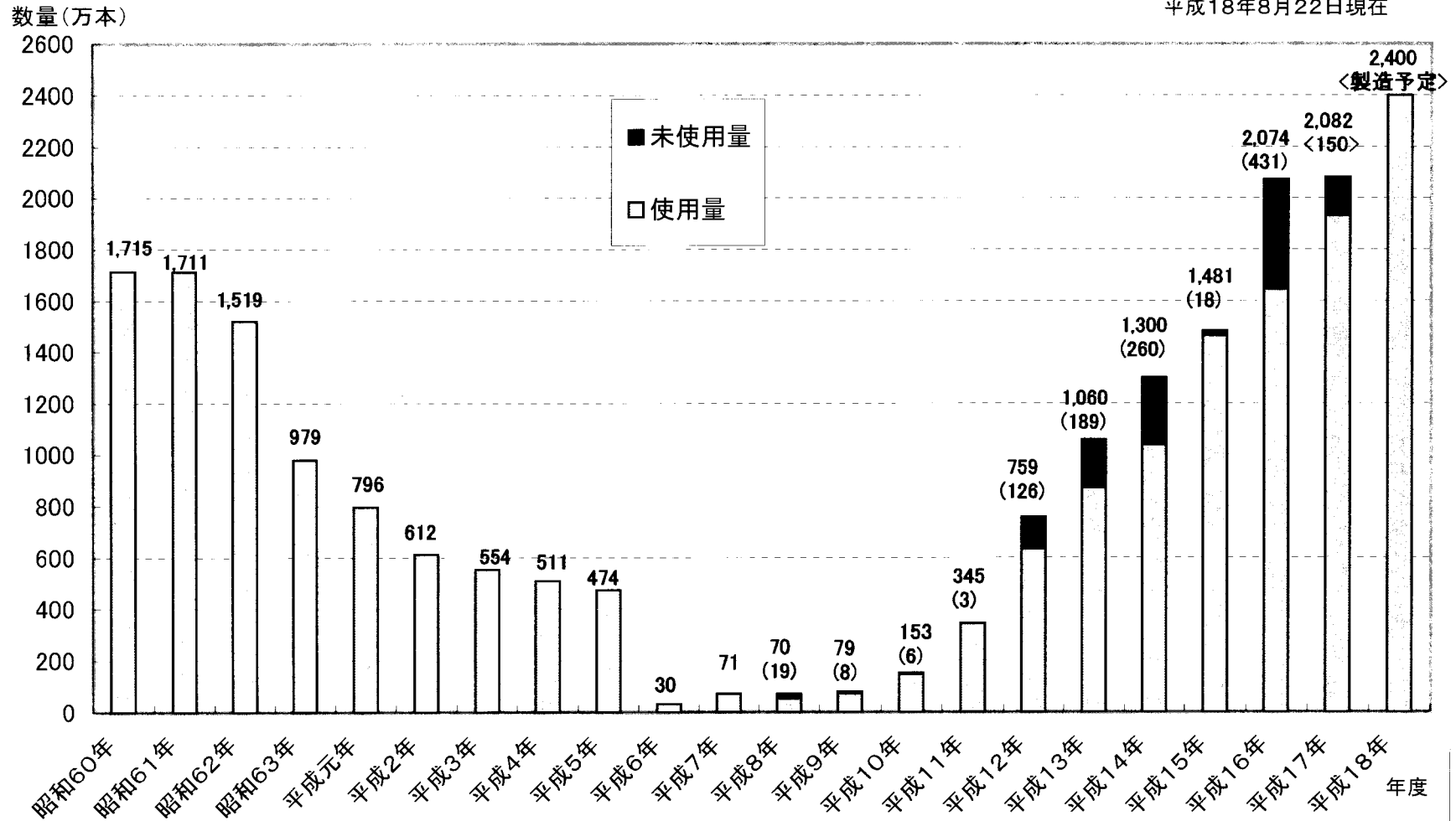
本担当者会議を受けて、インフルエンザワクチン供給前に、前年度の取り組みと今年度の取り組みについて協議するとともに、県・保健所・医療機関・医薬品卸の連携を図る。

- ・ 医療機関・医薬品卸の在庫状況調査

10月から1月までの間、毎月インフルエンザワクチンの在庫状況を把握し、不足時には県内の医療機関・卸で融通できるようにする。

インフルエンザワクチン製造量の推移

平成18年8月22日現在



グラフ中の数字は、製造量
()は未使用量(内数)

※平成7年以前の未使用量については不明。
※未使用量には返品数と流動在庫が含まれる。

参考資料